

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (18 . 3 定)			
日 時	平成 1 8 年 9 月 1 4 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	古沢委員長、大橋副委員長、山田・井川・大畠・前田・山口・ 新谷・大竹・見楚谷・斉藤(陽)・佐藤 各委員		
説 明 員	市長、助役、教育長、水道局長、総務・財政・経済・市民・福祉・ 環境・建設・港湾・教育各部長、総務部参事、小樽病院事務局長、 保健所長、消防長、収入役職務代理者(会計室長)、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～ 会議の概要 ～

委員長

開会に先立ちまして、ごあいさつを申し上げます。

昨日、予算特別委員会が設置されまして、選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任いたしました古沢です。後ほど紹介いたしますが、副委員長ともども、公正にして円滑な委員会運営のため、努力いたす所存でございますので、各委員はもとより、市長、理事者の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

副委員長には大橋委員が選出されておりますので、御報告いたします。

大橋委員

よろしくお願いいたします。

委員長

それでは、ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、山口委員、新谷委員を御指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布しておりますが、審査日程が決定されています。御了解いただきたいと思います。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、平成会、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

新谷委員

障害者自立支援について

最初に、障害者自立支援について伺います。

代表質問でも行いましたが、共産党国会議員団の調査、障害者自立支援法施行以降の応益負担による影響、それを紹介しながら質問いたしました。小樽市で実態調査を調べているかどうかということでお聞きしましたら、6月20日から22日の間に、市内施設9か所で聞き取り調査を行ったということでしたが、そのときに具体的な声をどのように聞いているかということで、また聞いたのですけれども、あまり具体的な例はお示しになりませんでしたので、改めてこの点について伺いたいと思います。

（福祉）地域福祉課長

6月時点、施設への聞き取り調査の件でございますけれども、今回の目的といたら変なのですが、障害者計画等策定のために施設側の新体制の意向調査を主な目的といたしまして、その中で施設が現在抱えている課題、それから利用者の方が今度の応益負担導入によってどのような課題を持っているか、あるいはどのような利用状況になっていくのかということで質問、聞き取り調査をしたところです。その結果についてなのですが、主な意見ということで話させていただきますと、1割負担の導入、応益負担の導入によって、利用回数を控えている利用者が出てきているということがまず一点ございます。それから、もう一点につきましては、昨年までの応益負担のときには、利用者負担ということで、毎月支払いただいていたものを今回の応益負担導入によって、利用者負担の納入が滞ってきた利用者も出てきましたよと、そういうような御意見も伺っています。各施設によって多少の違いはありますが、そういうようなところで聞き取り調査の結果ということでございます。

新谷委員

費用負担が滞ってきている人もいるということですが、身体障害、知的障害、それから精神障害のサービスの利用料負担、それぞれ入所、通所、居宅サービス別に平成17年度と18年度の比較、これを説明していただいた

いのですが。

（福祉）地域福祉課長

平成17年度、いわゆる応能負担時代と18年度の新しい制度での利用者負担の比較ということかと思ます。18年度につきましては、現在まで押さえられている数字が4月、5月、6月、この3か月間の数字ということでして、この3か月間の数字を4倍した形で1年分の予算、そういう形で推計させていただいた数字で答えさせていただきたいと思ます。なお、18年度入所施設につきましては、いわゆるホテルコストということで実費負担といいますが、利用者の負担ということが生じております。これにつきましては、各施設が独自に金額を設定できるということになっておりますが、国の方での一定の基準というのは5万8,000円となっております。私どもとしては各施設でどういう金額を設定しているのかというのはつかんでおりませんので、この5万8,000円を採用した形で、そしてなおかつ施設によっては食費については実際の入所していた日数、それから光熱水費については月単位とか、あるいは光熱水費についても実際に入所していた日数でやれるか、利用者との契約関係によるものですから、これをすべて把握しておりませんので、ホテルコストについては5万8,000円から補足という部分を差し引いた、そういう形で推計させていただいた数字で答えさせていただきたいと思ます。

まず、知的障害者についてでございますけれども、入所施設の場合、17年度におきましては、総額で利用者負担は1億3,767万4,000円ほど、これを月の1人当たりの平均で割り返しますと、4万2,000円ほどとなっております。これが18年度の新しい制度になりますと、総額で1億8,510万4,000円ほど、平均いたしますと5万6,000円ほどということになっております。その差は総額で4,743万円ほど、1人当たり平均ですと1万4,000円ほど低いという形になります。通所施設ですが、17年度総額で33万1,000円ほど、1人当たりの平均にいたしますと163円となっております。これが18年度になりますと、総額で1,734万9,000円ほど、1人当たり8,000円ほどとなりまして、その差が総額にいたしますと1,701万8,000円ほど、1人当たりいたしますと8,000円ほど増えた形になっております。次に、居宅系のサービスでございますけれども、17年度総額ですと26万3,000円ほど、1人当たりは178円ほどとなっております。これが18年度になりますと、総額で697万4,000円ほど、1人当たりにいたしますと4,200円ほどということで、その差は総額ですと671万円ほどの増加、1人当たりにいたしますと月4,000円ちょっとの増加という形になっております。

次に、身体障害者の場合ですけれども、入所施設の場合は17年度、総額で2,785万5,000円ほど、1人当たりの平均ですと3万6,000円ほど、18年度につきましては総額で4,871万7,000円ほど、1人当たり平均、約6万3,000円ほどということで、この差額といたしましては、総額2,086万2,000円ほどに増加、1人当たりにいたしますと2万7,000円ほどの増加となっております。通所施設におきましては、総額で17年度21万円ほど、1人当たりの平均が1,700円ほど、18年度につきましては総額116万円ほど、平均で1万700円ほどとなりまして、その差は総額で95万円ほどの増加、平均いたしますと9,000円ほどの増加となっております。居宅系サービスにつきましては、17年度総額43万円ほどが、1人当たりの平均が238円ほど、18年度につきましては総額が395万2,000円ほど、1人当たりの平均にいたしますと2,000円ほどということで、その差につきましては総額で352万1,000円の増加、平均いたしますと1,700円ほどの増加というふうになっております。

次に、障害児ですけれども、障害児につきましては、居宅系のサービスということで説明させていただきます。17年度障害児の居宅系サービス利用の総額が利用者負担152万1,000円ほど、平均しますと月に1,600円ほどとなっております。それが18年度になりますと、総額で236万3,000円ほど、平均で2,300円ほど、その差は総額84万1,000円ほど増加、平均いたしますと640円ほどの増加というふうになっております。

なお、精神障害者につきましては、17年度までは障害福祉サービスという、いわゆる支援費の概念ではなかったものですから、ちょっと比較にはなりません。参考までに18年度、この4月、5月、6月の実績で申し上げますと、3か月間で利用者負担、居宅系サービスだけなのですが、3万5,900円ほど、1人当たりの平均でいきますと月

1,500円ほどの負担が生じていると、こういうふうになっております。

新谷委員

今、詳しく説明していただきましたが、一人一人の利用者の負担料は確実に上がっていきまして、多い場合は2万7,000円とかなりの負担になる。これが平均ですから、もっと多い人もいると思うのですが、私も1件聞いた例を述べますと、市内の社会福祉法人で知的通所の場合です。この方の区分はAということで、利用料562円、22日通って1万2,364円です。低所得の場合は社会福祉法人減免をするところでは7,500円ですから、これが上限7,500円となりますが、食費、これも3年間の激変緩和措置で230円ということですが、22日で5,060円ということで、負担上限額を適用しても1万2,560円の負担になります。これが低所得1、2でない場合は、約2万円近くの負担になるのです。これだけ払わなければいけない。市民税が少しでもかかれば、課税世帯となって2万円払うというのは本当にきついことなのです。そう思われないでしょうか、いかがですか。

（福祉）地域福祉課長

今、お話しいただいた知的の通所施設の例だと思えますが、食費に関しましては、昨年までも通所施設の場合、実費ということでの御負担をいただいていたということで、今度新しい制度の中では、そういう意味では国の方の制度の中で、低所得者の方に関しては、経過措置の中で食材料金のみの負担でいいという制度ができたわけで、その辺につきまして、支援費制度自体がいいのか、今の自立支援法になった方がいいのかというのは、いろいろ議論が分かれるところかと思えますが、ただ利用者の方が負担する金額ということで申しますと、確かに応能負担の時代よりもかなり負担増になっている方が多数を占めているという実態だというふうに認識しております。

新谷委員

それから、精神障害者の方ですが、これもこちらで聞き取りを行いました。その前に、就労継続支援事業に移行する施設ですが、この場合の1人に払う工賃というのは、どうなるのでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

現在、授産施設ということで実施しているところが、新体系に移りまして就労継続支援事業ということになった場合の利用者の方への工賃のことかと思えますが、工賃につきましては、その施設の方で設定するという形になっておりますので、一概にどうこうというふうには言えないと思うのですが、今、就労継続支援の場合ということだったので、いろいろ情報といいますが、確かなことでの話ではないのですが、就労継続という部分でいきますと、一般事業所への就職といいますが、そういうこととかなり近い部分があるので、最低賃金、それを適用するようにしなさいというようなことも言われておりますし、また一方では、最低賃金の半額ぐらいは保証しなさいというような話も伺っております。ただ、確かな情報ではございませんので、何とも言えないのですが、そういう部分で各施設もかなり対応に苦慮しているのかと思えます。なお、就労移行支援につきましては、月の最低でも工賃3,000円を維持するようにしなさいということを会議の資料の中では示されているところでございます。就労継続支援につきましては、そういう基準といいますが、そういうものはまだ示されていないという状況です。

新谷委員

まだ、不確かな部分はありますが、今聞いた中ではこの工賃というのは施設側次第という部分もありますよね。ある施設に通っている人の例ですが、工賃は1時間70円です。1日10時から3時まで働いて1時間休憩で、たった280円にしかならないのです。それでバス代をかけて行きます。それから、食費もかかるということで、現在の負担は700円から260円引く額です。これは今度10月から1日行きますと460円の利用料です。今まではこの利用料がゼロでした。バスがこの方2路線ですので400円、それから食事代ということで1日1,140円です。行けば赤字になるものですから、もう行けないのではないかというふうに言っております。そして、普通にパートなんかで働きたいのだけれども、働けばぐあいが悪くなるし、そうかといって、家にいればこれもまた気がめいて本当にどうしていいかわからない。こういうふうにならぬのです。また、この精神障害の方は医療費もかかって、医療費が2倍

になったのです。そういうことでは、本当に負担が大きくなって、自立支援というよりも自立阻害ではないかということが、いよいよ明らかになってきたのではないかなと思うのです。それで、本当の意味でこの自立支援にしていくなかには、まだまだ支援しなければいけないというふうに思うのですが、ここで障害者自立支援法の理念というのはどういうことなのか、紹介してください。

（福祉）地域福祉課長

障害者自立支援法の理念ということでの御質問かと思えます。この第 1 条に目的ということで定められておりますけれども、その中で、障害者基本法の理念にのっとりながら相まってということではございますが、この法律の目的としましては、「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」このようにうたわれております。

新谷委員

今、御紹介いただいたように、非常に立派な理念です。しかし、中身が非常に問題なのですが、この理念に沿って本当に安心して暮らすことができるものにしていかなければならないというふうに思っております。今度、補正予算に示されました障害者福祉費、この一般財源は 2,025 万 4,000 円です。これが市の持ち分というふうになると思いますが、第 1 回定例会で、市長は障害者自立支援法の実施に伴う市負担額について、17 年度当初予算に比べて 18 年度は約 2 億円の減、そういうふうに答弁されております。その金額からいきますと、約 1 億 8,000 万円浮くわけですから、軽減拡大ができるのではないかと、こういうふうに代表質問でもお聞きをしたのですが、改めてどうでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

平成 17 年度当初予算の当該福祉サービスに係る一般財源と 18 年度今回補正提案させていただきました金額を含めて、18 年度予算の一般財源との比較の中でかなり一般財源が少なくなっている。それについて市の独自の軽減策というお話でございます。確かに数字的にはおっしゃっているとおりでございます。ただ、小樽市財政全体で見ますと、2 年間の赤字、そういう中で 18 年度予算も歳入歳出はようやくバランスがとれたような形ということかと認識しております。その中で独自軽減をやっていくのは、非常に厳しい状況かと思えますが、その中でいろいろ検討していきまして、今回、提案させていただいております地域生活支援事業の中の地域活動支援センターの利用料を無料にする。それから、児童のデイサービスについては 10 パーセントの利用者負担を 5 パーセントにする。それから、さくら学園の利用者負担の部分についても激変緩和措置ということで、小樽市独自の軽減策を考えたところがございます。これ以上の軽減につきましては、なかなか財政状況からいって難しいものがあるのではないかとこのように考えております。

福祉部長

今、課長から話しましたがけれども、平成 17 年度と 18 年度のこの障害者の事業の比較でいいますと、制度が変わったという支援費制度から、この障害者自立支援法に基づいた事業を実施していく。今までは、やはり国の負担が明確でなかった部分があります。そういったことで、今回この自立支援法の大きな目的、一つの大きな要素は国の負担を明らかにしていくと、そういったことで国 2 分の 1、都道府県 4 分の 1、市町村 4 分の 1 という、そういった事業の負担もきちんと明確にしていく。そういうことから、18 年度、今回補正もいたしまして、事業費も含めて一般財源も増えましたけれども、そうしましても一般財源は単に比較しますと一般財源は減っています。しかし、その内容的には今申し上げましたとおり、今までは比較的負担の少なかった北海道の部分、4 分の 1 の負担となって大幅に道の負担が増えました。そういったことから、一般財源が大きく減っているという、そういうことになります。この補助事業というのは、そういったことで制度が変わったり内容が変わると、総体事業費が変わると、その

予算構成比というのは変わる、そういうことがあります。ですから、単に一般財源を比較すると、そういう少ないというお話もあろうかと思えますけれども、ただ今、課長からも話しましたとおり、この小樽市の財政状況にそういった余裕があるかどうかということを考えまして、なかなか難しい。そういったことですので、基本的には国の制度のさらなる上乘せとか、そういったことは大変難しいという今の財政状況がありますので、基本的にはこの制度にのっかった部分でやっていかなければならない。そういった中で、最低限市としてできる範囲はしっかり考えさせていただいた結果が、今回の補正で計上させていただいている内容の軽減策にとどめなければならないと、そういったことだったということをお聞きしたいというふうに思います。

新谷委員

そもそも国の負担分が少ないということは問題があります。そして、こういう法律をつくったということが問題でありますけれども、しかし代表質問で言いましたけれども、これは利用者本人だけが厳しいということではないのです。家族を含めて大変な思いをしているのです。今まで、通所していた人、負担0が2万5,000円だった。それで、母親が働きに行っているのだけれども、なかなか収入が得られない。母親もうつ病になってしまった。家族も含めて大変思いされているでしょう。それで、財政財政と、財政が大変なのはわかります。けれども当初予算を比べて2億円、これは事実ですし、その2億円、1億8,000万円赤字に、では固定するのですか。そういう考えではないでしょう。やはり福祉としてどうできるのか。そこら辺をしっかりと考えて、もっと軽減できるでしょうということなのです。

それで聞きますが、18年度の住民税増税で幾ら市にプラスになりましたか。

財政部長

例えば個人市民税では、理論上の数字しか申し上げられません。今、手元の資料で話させていただくのですけれども、今、個人市民税の中の税制改正の配偶者非課税措置の廃止とか、老年者の非課税措置の廃止とか、それで一定の数字で人数6,000人ぐらいと想定して、両方で例えば1,500万円の増になった。それから、大きいところでいいますと、例えば定率減税2分の1でもって、4億3,000万円ぐらいの計算上は定率減税で落ちているだろうと計算で見えていたのですけれども、そのうち2分の1が今回解消されるということになると、では、半分、その2億1,000万円なり2,000万円が増えるのかということ、税の部分としては理論上、計算上はそうなるのですけれども、ところが今まで定率減税されて入ってこない部分というのは、例えば減税補てん債だと、ほかの部分で補てんされているわけですから、税が2分の1、今改正されて4億3,000万円のうち2億一千数百万円ぐらいは上がりとして入っているのではないと言われても、小樽市トータルの財布から見れば変わりはないだろうということですから、それほど今回の税制改正の中では、先ほど明確に答えられるのはさっき言ったような1,500万円ぐらいと、あとは老年者控除の廃止でもって計算上は8,000万円ぐらいかなというふうに思っておりますけれども、考え方としてはその程度かなというふうに思っております。

新谷委員

市民税全体では1億円ぐらいのプラスになったのですね。今、説明がありましたが、その全体のことではなくて、市民から幾ら取り上げたという言い方は変なのですけれども、プラスしたのかということでは、その分をやはり市民のために使わなければいけないのではないかなと思うのです。そういうお金、しかも先ほどから話しております差額分の1億8,000万円、全体から見れば何だといえますけれども、しかし障害者の方々のこういう負担、今幾つか話しましたが、それでいいのですか。しかも皆さんが調べたといったら、ほんのちょっとしか調べてないでしょう。施設の状況をちょっと聞いただけ、それから負担が増えた人がいるとか、具体的に調べていないのですから、そういう実態を調べもしないで難しいということはおかしいと思うのです。私、幾つか例を出しましたが、障害者の方々、この自立支援の下で応益負担になって苦しんでいる、その軽減を少しでも拡大できないのかできるのか。今度は市長に伺います。いかがですか。

市長

新谷委員のお話を聞いていると、どうも障害者の話ばかりですけれども、我々は市全体の財政運営をどうするかという、そこからスタートしているわけです。それで、御存じのとおり、14億5,000万円の赤字を抱えて、今、市民税の税額は増えますけれども、増えたところで赤字なのです。その中で、もしこれをどうしても実施しろということであれば、赤字を増やしていくのかと。赤字が増えてもいいからやれという話になるのか。それからもし現状でやるとすれば、ほかのサービスを切り捨ててこちらに回すのか、そんなことに議論がいくと思います。

それで、この問題について、秋の北海道市長会にいろいろな要望事項を出していますが、障害者自立支援法にかかわって、国に要望しようと手を挙げたのは小樽市と札幌市と釧路市しかないのです。その中でこれを何とか採択してもらって、国に上げていこうと。一つはサービスの利用を抑制するようなことでは困るので、国の責任で低所得者に配慮した一層の負担軽減措置をとってくれと、こういう話と、それから自治体が実施する生活支援事業についても、障害者に対して適正な施策は実施できるような必要な財源措置をしてくれと、こういう強い要請をしていますから、これはこれからほかの市が手を挙げてこなかったらよくわかりませんが、これは北海道だけの問題ではない、小樽だけの問題ではない、日本じゅうでこういう問題が起きているわけですから、私もある自民党の議員にもこの話をしようと思ったら、向こうからこの話が出ました。今いろいろな方々から大変要望を受けていて、大変なのだという話もしていましたので、たぶん議員はよく中身まで承知していないのだらうと思いますけれども、実態がわかってくればわかるほど、これはやはり厚生労働省の方も官僚の方も考えてくるのではないかというふうに思っていますので、今すぐ小樽市がこういう財政状況の中でこれもサービスします、あれもサービスしますということにはなかなかかなりづらい話でないかと思っています。基本的にこういうサービス抑制とかいろいろな問題が顕在化してきましたから、これからそういう議論が中央でも始まっていくというふうにも思いますし、我々も強く要望していきたいと思っています。

新谷委員

市長、全体の中で考えなさいと。それはそうかもしれませんが、では無駄なところに使っていないのかという話もあるでしょう。障害者のことばかり話をしていとおっしゃいますけれども、障害者の方々がちゃんと生きていける、そういう市をつくるのが市長の仕事ではないのですか、どうですか。

市長

ですから、今言ったように、障害者の方もいますし、弱者の方がたくさんいるわけです。トータルでそういう方を我々としては考えていかなければならないわけですね。今回こういう法改正があって、そういう事態になったわけですから、決して我々もこれをオーケーしているわけではありませんので、できる範囲の措置を財政赤字でもとったわけです。そのことをまず御理解してほしいと思います。

新谷委員

だから、私は代表質問のときに、そこは評価しますと言いました。しかし、前に市長が答えた当初予算との比較とか、そういうことでまだできるのではないかと、検討できるのではないかと聞いています。

室内水泳プールについて

室内水泳プールの問題です。教育委員会、教育長に室内水泳プールを廃止の場合の個人サークル利用、それからシンクロについて聞きました。個人の場合は、高島小学校温水プールがあいている時間を貸すと言っていましたが、シンクロについてお答えになっていませんでしたので、今お答えください。

（教育）室内水泳プール館長

高島小学校温水プールにおけるシンクロのサークルの利用ですけれども、大体週 2 回から 3 回程度の利用がされているというように、申請に対して許可を出しています。なお、今後の対応につきましては、サークル等の利用につきましては、今後、現在、高島小学校温水プールを使われているサークル、それから室内水泳プールを利用

されているサークル、両方の方々に施設改修の中身も含めて説明した上で、今後の利用調整をしなければならないというふうに考えてございます。

新谷委員

改めて聞きますけれども、年間 5 万人の利用をこれまでどおりするということは不可能ですね。

（教育）室内水泳プール館長

委員の御指摘のように、すべて 5 万人の方々を高島小学校温水プール 1 か所で受け入れるということは不可能だということに子どもは考えております。そのため、他の民間の施設も含めて連携をとりながら、利用者の方に御利用いただければということで現在検討を進めております。

新谷委員

この問題はずっと聞いてきまして、市民の皆さんの強い運動、声に押されまして、市の方も次期総合計画に入れるということですが、これは総合計画といっても長いし、文言上では入れられても具体的にいつということはまだ言えないということですから、その裏づけが必要だと思うのですが、実質公債費比率の試算の資料を出していただきまして、これが小樽市の年度別にどうなるかということを出していただいたのですが、この 3 か年の平均が 19.2 パーセントということで、起債をする場合には許可が必要だということで、その起債を許可する場合には、道に計画を上げなければならないということを知りましたが、その内容をどういうふうに考えているのでしょうか。

（財政）財政課長

今、御質問がありましたのは、実質公債費比率、本会議の中でもございましたけれども、18 パーセント以上であれば新谷委員の御指摘のとおり許可団体ということで、小樽市においては許可団体になるかと。それで、当該年度、平成 18 年度についても起債申請をしておりますので、許可団体につきましては、小樽の 19.2 パーセントという前提ですが、公債費負担適正化計画というものの提出が求められておまして、今年度につきましては、この 19.2 パーセントをいかに伸ばしていくかという計画になるかと思っておりますけれども、その計画、今言われておりますのは、原則として 7 年度の計画を今年度中、具体的に言いますと、次の起債許可の日程からいきますと、2 月ぐらいになりますので、道を通じて提出ということになりますので、年内か 1 月初めという日程で、公債費負担適正化計画を出さなければいけないと考えております。具体の提出期日については、今後道を通じて指示があるというふうに聞いております。

新谷委員

それでは、まだこの内容については、これから検討するというので、まだ出ていないのですね。

（財政）財政課長

実質公債費比率につきましては、今年度から導入された指標ということで、従前の起債制限比率のときも小樽市においては適正化計画をつくってございますが、今回、新たに指標の中に入れてございます公営企業に対する繰出し期間、所管金に対する繰出しとか、一部事務組合と小樽であればごみ処理施設への元利償還金に対する負担金、それらを入れたものの適正化計画ということになりますので、それについては今後策定していく予定でございます。

新谷委員

代表質問でも聞きましたが、新病院の地方債を入れても地方債発行が制限される 25 パーセント以上にはならないということでした。それで、3 か年の平均をずっと見ていきまして、仮にプールをこの 7 年の計画の中に入れても 25 パーセントにはならないのですね。

（財政）財政課長

実質公債費比率、この中にプール建設の場合の起債を入れたら、その分で比率がどうかということでございます

が、全体としてちょっと個別の話になって申しわけありませんが、以前、新谷委員の方から事業費 5 億円で補助金が入った場合の試算をしていただきたいということで、そのときの条件で申し上げますと、事業費 5 億円としますと、それに国庫補助金を除いた分で起債申請するということになります。その際、今想定されている起債でありますと、充当率が 75 パーセントの起債ということになります。そうなりますと、これも想定ですが、国庫補助金を 5 億円に対して 7,500 万円という前提であれば、市債が 3 億 2,000 万円弱、それで充当率 75 パーセントということで、当該年度、建設する年は 1 億円強の一般財源の持ち出しがなされます。実質公債費に移りますと、当然その償還元金が、ちょうど今お手元に表があると思いますが、その表の のところで公債費充当一般財源、この欄で起債の償還費が入っております。今申し上げたプールの起債となりますと、裏に交付税の財源というものがつきませんので、当然に負担の部分が増えて、恐らく率にはね返ってくるかと思えます。先ほど 5 億円の事業費でシミュレーションしますと、実際、元金の償還が始まって、15 年償還ということをもた大前提にしますと、3,000 万円強の単年度での負担となります。それがそのまま一般財源で賄わなければならないということで、御質問の率的には今こういう時期ですから、起債の制限がかかる 25 パーセントにはなりませんけれども、当該年度の財政負担とか、後年の財政負担というのは、そういう形で負担をかけるような状況になろうかと思えます。

新谷委員

最後がわからなかったのですけれども、大変だけれども、地方債発行が制限される 25 パーセント以上にはならないということですね。今日はプールの問題は、ちょっと財政上のことを聞きたかったので、この辺にしておきます。

旧手宮線について

次、旧手宮線にかかわって伺います。

教育委員会が新博物館構想の話をした昨年秋には、担当理事者からも旧手宮線跡地の取得についてを見ますと、どういう話をしたかここには出てきませんが、交通記念館の土地を無償で貸すかわりに、旧手宮線用地を取得するように要望が出されていなかったのに、なぜ 5 月に急にその話が出てきたのか、ちょっと解せないのです。また、別な資料を出していただきましたが、公の文書でのやりとり、それを最後の平成 12 年 9 月、これを見ますと、当分の間現状のままをお願い申し上げますと言いましたね。その後、特別こういう文書は出ておりません。ですから、何か急に降ってわいてきたような話なのですが、なぜこの 5 月になって急にこの話が出てきたのか、もう一回その辺をお話ください。

教育部東田次長

先般の新谷議員の代表質問の再質問だったと思うのですけれども、教育部長から答弁させていただきました、まず秋にという部分でございます。それは教育委員会、庁内で病院計画の議論を詰めたときのことでございます。初めて今の J R 北海道に話を持ち込んだのは、昨年の 12 月 27 日。これは市という立場ではなくて、小樽交通記念館の社長という立場で中松社長が、今、市として交通記念館の経営悪化の後の利用として、基本計画をこのように考えているという計画案を持ち込んだのが最初でございます。その後、2 月 6 日に事務レベルといいましょうか、その社長という立場から収入役という立場に変わっていますが、収入役と私どもの教育委員会の担当主幹が J R 北海道に出向きまして、基本計画に当たっての課題という部分について、向こうからの提示を最初に受けたわけです。そのときの彼らの中には、既にもう土地がどうなるのかという話がございましたので、当然その時点で持ち帰って議論をしたということになっております。

その後 3 月 29 日、今の旧交通記念館が 3 月 31 日で閉めることになりましたので、4 月 1 日以降、新たな施設になるまでの間休止届けというのを求められました。それを提出するのに 3 月 29 日に J R の資産管理センターの方に担当主幹が出向いたということでございます。この間ではいわゆる土地のやりとりという話は、今のところはございません。しかし、4 月 10 日になりまして、J R 北海道の資産管理センター担当部局の部長が市役所の方にお見えになりまして、その時点で教育部長と私が呼ばれたときに、初めていわゆる J R の敷地 2 万 1,620 平方メートルについ

ての話が出ました。理由としては、市が考えている基本計画をよく読むと、小樽市社会教育施設になるのではないかと。つまり市が所管する、市が所有する社会教育施設であれば、土地も市が取得すべきではないのか、そういうことで突き詰められたわけです。そのときに話の一端に出てきたのが、旧手宮線の話がもう相当長い間、本当に塩漬けというのですか、うるかされているということがあって、変な話ですが、どっちにするのだみたいな、そこはある意味事務レベルの話なので、これはちょっと言っているかわかりませんが、そんな話が出ていました。

それを受けまして、教育委員会としてどうしようかということで、10日後、4月19日にJR北海道に対して再度何とか今の手宮線の旧交通記念館敷地JR用地分について、無償で貸してくれないかということをお願いしました。そのときに細かな注文をつけられました。それは何かというと、JR敷地内に小樽市が所有しようとする社会教育施設の中の自動車展示館というのを持とうとしているのではないかと。他人の土地に市の物を借りて、いわゆる了解もなく建てようとしているのではないかと。それはけしからんということをもた注意をされた。については、計画変更とまではその時点で言えませんでしたけれども、一応再考してきた方がよろしいのではないかとということで、我々としては持ち帰った次第でございます。その時点でも、やはり旧手宮線の話が出てまいりまして、年度はしっかりしていませんけれども、しつこく20年なり30年なりの年月で、市が買うと言ったものが買われていないのだという話を、我々が知らないということでお話をしてくれたと思うのですけれども、そういう話を承ったわけです。持ち帰りまして、教育委員会としては市長部局とも相談をさせていただいて、何とかならないものかということは整理させていただいたつもりでございます。

5月12日に私どもとしては、最初に示した基本計画案がJR北海道にとっては非常に支障があるという判断の下から、我々の計画を一部変更させていただいて、自動車展示館というものの場所を変更させ、JR敷地内にはいわゆる構築物をつくらないということを変更をかけて持っていきました。その時点でも、なおかつJRとしては土地を買ってくれるのかということをおっしゃって、場合によっては旧手宮線を先に買うか、こちらを買うかどちらかだぐらいの話で、私どもとしては非常に困って帰ってきて、その後、市長部局と相談をさせていただいたというのが現状でございます。

新谷委員

そうしたら、実際にこの取得の経過について文書をいただきましたが、この間には話合いがされていたということですね。これを見る限りは平成13年から18年5月まで何もなかったことになってしまっていて、私たちもそういう話は聞いておりませんでした。

それから、JRがなぜ急に土地を買いなさいと言ってきたのかという背景には、これインターネットで経営状況を調べられますよね。それを見ますと、非常にJRの経営が厳しくなっているのです。今までずっと黒字ということだったようですけれども、18年3月の資料を見ますと、当期純損失58億6,300万円、大きなお金が計上されているわけなんですけれども、こうした背景にはJRの経営の苦しさがあるのではないかとと思うのですが、その辺はいかがですか。

教育部東田次長

私が答弁すべきかどうかわかりませんが、その間、私どもがお話を伺っているときには、JRの経営が苦しいからというお話は一度も出されてはおりません。先ほど申し上げたとおり、社会教育施設として小樽市が保有するのであれば、これは世の中の道理として、あなた方が土地を取得するのは当たり前ではないのかということをおっしゃったということでございます。

新谷委員

社会教育施設として使うのは何事だと言うけれども、鉄道記念館として残してきたもの、何もいじらないわけでしょう。それでは、ちょっとおかしいのではないかなと思うのですが、この間からも言っていますけれども、JR

が旧国鉄から土地を引き継いだ時点では、簿価で引き継いでいるはずですから、非常に J R はもうかったわけですよ。中央通の取得、それから平成13年度の旧手宮線の土地取得でもぬれ手にアワというか、非常にもうけたと思うのです。それで、私は何回もしつこく言いますけれども、J R 小樽築港駅舎新築に7億円を無償譲渡しています。それから、このぬれ手にアワの土地取得で J R には大分奉仕しているのではないかと思うのです。別に私は市長とけんかはしたくないのですけれども、さっきの障害者のことばかり考えていると言うけれども、こういうときにお金を出してほかはできないというのも変だと思うのですが、私はここを否定してきているわけではないのです。まちづくりの上では必要だとは思いますが、財政が厳しい中、やはりしばらくの間はちょっと貸していただけいかと。平身低頭そういうふうにお願ひできないのかと思うのです。その辺はいかがなのですか。

教育部東田次長

先ほどの話の中で、私ども教育委員会の立場と J R の立場しか話しておりませんが、J R 北海道は私どもに旧手宮線の話を持ち出してきたときに、旧手宮線を民間に売らなければならない、民間で欲しいところが出てきているような臭い話をしてきたわけです。それはある意味、民間があそこの真ん中の部分を買ってしまった場合、あなた方はどうするのというような部分もあった、それは現実です。ですから、そういうことも含めて、私どもは教育委員会に持ち帰り、市長部局と相談したときに、その話はさせていただきました。私どもの土地、いわゆる旧交通記念館の J R 用地が欲しいのと同時に、旧手宮線がもし万が一、民間の方に取得されてしまって、現実には北海道鉄道発祥の地である手宮のゼロ起点と旧手宮線が寸断されることが恐ろしかったということは現実でございます。

総務部長

今の J R の話をするというか、そういった御指摘もありますけれども、まず教育委員会が今回の一連の動きをする段階の、先ほどお話があった12月27日に、旧交通記念館の立場で前収入役が J R に行った後、数日後に、市長部局の方に J R が来まして、私が窓口になりましたけれども、新聞でいわゆる仮称博物館というものをつくるということで、科学館を売って、土地を売って、その財源にすると、こういうのを拝見したと。しかし、率直に言って、公式に土地の管理をしている部署には、この話は一切ないのだということをまず言われました。後で話を聞いたら、とりあえず行ったのは営業担当のところに、今の交通記念館を将来こういうふうにしたいということで J R の会社の方に話に行っていたものだから、結果的には不動産の処理をするときに話に行っていないということで、その部署というのはここ20年間投げていた旧手宮線の土地の管理をしている部署の純トップといたしますが、常務が来られました。そのときに言われましたのは、少なくとも小樽交通記念館というのはいろいろな経緯があって、第三セクターで運営するというので、J R としても参画をして、鉄道という意識の中でずっと運営をしてきた。したがって、これを民間会社とすれば、そういったものの立場で協力をするというので、約2.1ヘクタールの土地を無償で貸してきた経緯があると。しかしながら、これが純粹に社会教育施設になるということになれば、本来的には2.何ヘクタールの土地を購入するというのが筋ではないかと、こういう話がまず来まして、当然金がないという話になり、科学館を売るのだから、あの代金で買えという、こういう極端な話をされまして、そういった土地についての話合いについて、教育委員会はどのようにしているのだということを、年明けに担当の部署に話をしまして、向こうの都合もありましたので、2月の頭に話合いに行って、今どのようにやっているのか、こういった趣旨でやるので、何とか土地の処理については従来どおりお願いしたいと、こういったような話になったのがスタートだというふうに認識をしています。

土地の問題については、確かにいろいろな経緯で旧国鉄から J R 北海道に移っているわけですし、本来は清算事業団にすんなり行くべき財産を、私どもとしては清算事業団というのは、不動産を売却して旧国鉄の借金払いをしますから、土地の動かし方は物すごく早いわけです。その間、私どもとしては、あの土地利用について定まらないということで、清算事業団に渡さないで J R 北海道のまま継承してずっと交渉してきたという、こういった流れの

中で延々引き継いできた中では、水面下といいますが、担当部署の中では、会うたびに旧手宮線の話は常に言われてきた。ですから、平成12年、このときの文書以降、何にも静かだったかということではなくて、少なくともこの事務レベルでは、旧手宮線の処理について再三再四言われていたのを、もう少しもう少しとって延ばしてきたのが、今回この博物館の絡みもあって、どっちにするのだという話に当然なるわけですから、当然、仮称博物館のこれからの建設について将来的な無償譲渡という形をやはり優先させて、20数年塩漬けにしてきた最終的な土地の処理を優先にするということで、市長部局と協議をする中で最終的に判断をしたと、こんな流れで御理解いただければと思っております。

新谷委員

この間には、いろいろなやりとりがあったということはわかりましたが、しかしいずれにしましても、この財政難にJRだってやはり逆に無償で貸してくれているかわりに、固定資産税も払ってもらっていないわけですから、そういう便宜を図ってきましたし、そういう点ではJRの言うがままとは言いませんが、無償ということはそういうことでしょうか。だからそういう面でももう少し考えていただければ、それだけ要望して終わります。

委員長

これは答弁は必要ないですか。今、お話になっていた無償というのは、あのエリアの中、記念館の方の。

新谷委員

記念館の方です。それは契約書があります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

井川委員

それでは、私の方は代表質問の中から何点かお尋ねいたします。

新谷委員と重複いたしますけれども、財政の観点からお尋ねいたします。

旧手宮線取得について

まず、経常収支比率が3.3ポイントも改善されたということで、これは大変高く評価をしたいと思いますが、公債費負担比率と起債制限比率がちょっとポイントが下がっている。これからどんどん下がっていくのではないかという懸念をしておりますが、この点について旧手宮線を平成18年度中に購入されるということで、非常に今おっしゃったようにいろいろと経緯があって、私は購入することに対しては全く賛成でございます。ただ、現在、小樽市の財政状態ではいかなものかというのもするのですけれども、いろいろと今お話を聞いたら、やむを得ないのかという点もありますけれども、相当古くなってこれは話がずいぶんとかさかのぼっても聞いてもわからないかと思うのですけれども、現在、池北線にしる、胆振線にしても、深名線にしても廃止するに当たっては、JRは多額の補助金を市町村に出しているのです。けれども、その当時、今から25年ですか、何十年か前については補助をいただいたという経緯はあるのでしょうか。

（建設）まちづくり推進課長

その当時の経緯は、わからないのですけれども、その当時、営業線を廃止して代替バスとか、違う自治体に移管をしたようなところについては、バス路線の営業補てんとか、そういったものについての補助はあったようには記憶をしておりますけれども、小樽市がその当時そういう営業線の廃止によって補助を受けたかどうかということは、今のところ確認はできておりません。

井川委員

例えば廃止したら、今ごろ物すごく市が裕福になるぐらい補助金が入ると私は思っていました。でも、これは年月がたっていますので、仕方がないかと思うのですけれども、それで例えば公社で買ったとしても、いずれは市の

負担になるのですけれども、これを購入することによって実質公債費比率はどのようになりますか。

（ 財政 ） 財政課長

実質公債費比率ということですが、実際市の方で購入するとなりますと、用地代、それからさらに、その後どのような形で整備するか、そういうこともあるかと思えます。それらの費用でかかる経費でもちまして、それにいくらかこういう事業に当たる国庫補助金とかがあれば、国庫補助金をつぎ込んでいくでしょうし、残りにつきましては、起債対象事業になるものについては、起債で借りて事業を決めることになろうかと思えます。大前提の事業費が幾らになるかということですが、例に挙げて申しわけありませんけれども、先ほど新谷委員から出たプールの事業費から積算とかを想定いたしますと、起債が制限される実質公債費から25パーセント超えるということには、今の試算の状況からいっただけならならぬものと考えております。

井川委員

その比率を超えないということで、まずひとつ安心をいたしました。今私が思うには、JRがあそこの線路を持っていてもどうしようもならないわけですね。例えばJRがあそこの線路を壊して家を建てるといったって建つわけもないし、やはり市が買うしかないのです。それで、向こうだって市が絶対買ってくれるだろうという、そういうあれを持っているものですから、今、市がこんなに困っていて、財政再建団体になるのではないだろうかと言われている現在ですから、絶対買わないとは言いません。ぜひ買いますということで、今いただいている固定資産税、それを買うまで棚上げをしましょうと。ですから、もうちょっと裕福になるまでお待ちいただけませんかということに、市長なりませんか。

市長

買わないで済んだら、それはいいのですけれども、とにかく長い20年以上の話ですね。市の方からあそこは線路を残したままぜひ持っていてくださいと、こちらからお願いしてやってもらった土地なのです。ですから、市が要らないと言えば、いつでもいいのですけれども、これはそうなりませんので、市民の財産といえますが、歴史的財産ですから、将来的な利用計画ができるまで待ってくれというので、ずっと待ってきた経過があって、おまけに固定資産税はこちらでもらっておいてという、そういうことができたものですから、確かに財政が厳しいのはわかっていますけれども、これ以上無理は言えない。しかし、旧交通記念館の土地の問題もありましたから、どちらかで処理しなければいけないということがありましたので、これはすぐ市の財政、直接的には関係ありませんけれども、いずれ処理しなければいけない土地であったということは事実でありますので、御理解いただきたいと思えます。

税務長

先ほど税の棚上げということですが、地方税法の考え方で申しますと、JR用地はJR用地ということで、鉄軌道用地は、その場合の課税の仕方というのがあるわけですが、ああいう鉄軌道でない用地につきまして、課税を棚上げすることは、地方税法の趣旨からでもできないと、そういうふうになっております。

井川委員

そういうことは、私たちも勉強不足で大変申しわけないと思えます。できるだけ長く延ばして、そして安くしてもらおうということをお願いしたいと思います。これはうまく利用すれば、経済の活性化につながって観光客の増にもなると思えますので、その辺はまちづくりの方にぜひ有効利用、やはり市民に納得してもらうには、こういうまちづくりをするのだと、だから必要なのだということ、その必要性を訴えて買わないと、これはやはり無理だと思うのです。みんな要らないということで終わってしまうと思うのです。ですから、こういうことでまちづくりをしたいので、ぜひとも買いたいということで、そして道の補助金が出るような、例えばどこか国の補助金が出るような、そんな使い方もあるかと思うのです。そんなことを考えて、どうでしょうか。

市長

確かに、ここに山口委員がいますけれども、まちづくり団体の有力者ですから、こういう方々が中心になって、旧手宮線について、少し全国的に保存のための寄付を集めてもらうとか、そういう動きをやってほしいというふうに思っています。

井川委員

市長から、そのように寄付を仰ぐということで、大変力強い答弁ですが、そうおっしゃるのですから、山口委員ぜひ頑張ってください。

男女平等参画の事業について

次に、男女平等参画について、これは私は最初に代表質問させていただきました。その当時はまだ設計の段階でして、その後でできまして、現在、145の事業中142の事業が実施されたということで、これは大変高く評価をしたと思います。それで、残りの三つの事業というのはどんなものなのでしょうか。

（市民）男女平等参画課長

三つ残っていますが、一つは「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」と言いまして、訳しますと、性と生殖に関する健康と権利の考え方という定義でございます。それから、さまざまな分野における女性の人材に関する情報収集ということで、人材リストの作成と活用、最後に、女性団体グループの育成及び活動に関する支援ということで、女性団体とのネットワーク化を図っていききたいという、この三つでございます。

井川委員

最後に残ったのは、あまりお金のかかるようなものでない。私はきっとお金がかかってできないのかと、そう思っていたのですけれども、全然それは違って、特に女性に関する問題が三つ残っております。それで、去年の代表質問でも答弁が出ましたけれども、小樽市は性の問題について、全国レベルを上回って非常に悪いと出ておりますので、こういう面についていつでも札幌市をあてにして何か性のセミナーみたいなものを行っているのですけれども、それをあてにしないで、小樽独自でもぜひやっていただいて、これはやはり性というのは、女性ばかりでなくて、小樽市の男性も非常に悪いと思うのです。ですから、そういう面について認識が低いのかという観点も持っていますので、それをひとつ頑張っていたいただきたいと思います。

それと、あと幅広く女性の力をかりて女性のいろいろな起業家もいると思うのです。そういう部分で、いろいろな女性を発掘して、ぜひ小樽のまちの活性化につなげていただきたいと思います。これは別に答弁は要りませんので、よろしく願いいたします。

放課後児童クラブの待機児について

次に、少子化対策の一つから、放課後児童クラブのことについてですけれども、少子化対策を今大変やられて、放課後児童クラブも一生懸命頑張っていますけれども、現在の待機児についてお尋ねいたします。

（教育）生涯学習課長

待機児の関係でございますが、18年度に定員の拡大を行いまして、現在967名の定員でございます。それで、今年9月1日現在では519名入会してございまして、また、それぞれのクラブにおきましても、定員内といったことで待機児童はございません。

井川委員

待機児がゼロということで、非常にこれはすばらしいことだと思うのです。普通であれば、待機児がたくさん出て、どこの地方でも大変困っているのではないかと思うのですけれども、その点について小樽は非常に努力をされていると思います。

それで、放課後児童クラブの開設場所なのですから、市内では学校の空き教室を利用しているところが大変多いと聞いております。私は銭函に住んでいて、今銭函サービスセンターの2階と銭函市民センターの本当に狭い

図書室を全部やめてしまって、そこに畳を敷いて子供たちを2か所に分けて入れているのです。ですから、銭函はなかなか児童が減少にならないのですけれども、例えば児童が減少して空き教室ができたなら、小学校の教室でやるという考えはあるのでしょうか。

（教育）生涯学習課長

学校に、今、余裕教室がないといったことで、その他のところを使ってやってございますけれども、将来的に学校に余裕教室が生じたといったことがありましたら、学校あるいは保護者の方々と相談をしながら、学校内への移行といったこともひとつ検討してみたいというふうに考えてございます。

井川委員

銭函の場合、1階がサービスセンターということで、私も行って見たのですけれども、子供が室内を走り回ったら、下で仕事をしていても何か上が大変響くような、そんな感じで、子供というのは走り回りたいですね。男の子に今一番何がしたいと聞いたら、思いっきり走り回りたいという話をしたのです。はあ、ここなのだと思わして、やはり学校であれば放課後ですから、勉強していないですから、廊下を走ってもだれも文句は言わない。運動場もある。その辺で銭函の場合はすぐ目の前が本当に国道5号で、すごく車が往来しているのです。ですから、子供がちょっと出るのでも、だれかがついていかなくは非常に危ないということで、非常に何か状況があまりよくないと私は思っておりました。ですから、空き教室ができた時点で、教室が使えれば大変ありがたいと思って質問させていただきました。

観光客の減少について

次に、経済に関してですけれども、先日の新聞で、小樽市の観光が全国で7位にランキングされておりました。年々観光客が減少しているという見方を私たちはしているのですけれども、この主な要因についてどのような要因があったのでしょうか。

（経済）観光振興室小鷹主幹

小樽市の観光の入り込み客数でありますけれども、平成11年度をピークに徐々に減ってはきているのですが、昨年の入り込みに関しましては、2万人ほど前年度を上回ったということで、これは主には海水浴客の増加による部分がかかなり多いので、そういった要因もありますけれども、今のところそういうような感じであります。それから、今年の7月くらいまでの様子を見ますと、施設によってはばつきは非常にあるのですけれども、ほぼ前年並みを維持しているかと、そういう感触がございます。

それで、原因ですけれども、全国的には沖縄ブームというのがひとつございますし、海外旅行が非常に多いということがございます。それから、道内的には世界遺産に指定されました知床、それから旭山動物園、この辺の人气が非常に高い。それから、函館につきましても五稜郭タワーが新装オープンしていると、こういったような競争相手が非常に多いということもございます。それから、小樽に関しましては、非常にリピーター率が高いということで、1度や2度ではなくて、5回も6回も来ている方がたくさんいる。そういう中で、そういった新たな魅力があるものですから、ちょっと浮気をして小樽以外にも行ってみようかという方もいるのかと、そういうような感じがしております。

井川委員

せっかく7位に入ったのですから、これはぜひ順位を落とさないで、少しずつ、一つずつでも上げていくような努力をしていただきたいと思います。

それで、昨日の新聞ですが、小樽ブランドが非常に人気で全国どこへ行ってもデパートなんかでも人気が高いということで、改めて小樽のブランド品というのですか、例えば食料品にしても海産物にしても、ガラスにしてもいろいろの部分について、非常に評価をされております。それで、企業の方から見たら、もう少し行政の方で何とか力をかしてくれたらという声もちろほら聞こえてくるのですけれども、その辺は行政としてどのようにお考えでし

ようか。

経済部次長

行政の立場からの協力という部分でございますが、これまでも、現在もそうですが、全国で開催されます北海道物産展に参加をする際には、できる限り業者の方と一緒に行政の方も参加をしております。業者だけではなくて、行政の方も参加ということが、主催者側からすると地元に対する信用度が増すということも聞いてございますので、そういう点では私どもとしてはできる限り業者と連携を組みながら、小樽ブランドというものの価値をできるだけ高めるといふふうに努力しております。

井川委員

ぜひこれからも力を抜かないで、一生懸命企業に応援していただきたいと思います。

道立総合保健センターについて

次、道立総合保健センターについてです。

大変これは難しくて、道のホームページに立ち上げをしたのですけれども、なかなか応募者がいないということで、私なりにいろいろと奔走をしてみたのですけれども、4万4,000平方メートルという非常に広大な土地なのです。ですから、小樽病院が二つ入るのです。市長どうですか、小樽病院。それで、道は何か小樽市がかかわれば土地をただあげましょうという言い方は変なのですけれども、そんなような感じのニュアンスも私は受けてまいりました。けれども、4万4,000平方メートルもあるところに出てきてくれる、福祉と医療というエリアですから、例えばそこに温泉旅館を建てるとか、なかなかそんなわけにはいかないのです。例えば何か遊ぶものを建てるといふわけにもいかない。ですから、決められてしまって大変難しい選択なのです。ですから、4万4,000平方メートルをいかに上手に使っても、1社で買うことは大変無理だろうから、最後は切り売りになるのかと私は思っていたのですけれども、だれも応募する方がいないということで、期間が過ぎてまた延長いたしました。私がいつも行って道の企画部をお願いするのは、ぜひ行ってください、ぜひ行ってくださいということで、何とかあそこを使ってくださいということで、まちの活性化につながるからお願いしますということで、何回も何回も私も足も運んで、道の企画部でも井川が来ると嫌だというくらい私もずいぶん何回も参りました。道の企画部の方でも、そのたびにいろいろとお訪ねをしてくれたり、いろいろなことしてくれたのですけれども、私は不足に思うのが、非常にホームページの出し方というのですか、工夫の仕方というか、あれなら見て、ああ買おうかなという気にならないです。ですから、購買力をそそるようなPRをしていただきたいと思ひまして、道の企画部の方にぜひ小樽市からアドバイスというのですか、小樽市から見たその道立総合保健センターということで、それをどういふふうにするかということを知恵を絞って、もう少しホームページの出し方に工夫が必要かと思うのですけれども、企画政策室の方でいかがでしょうか。

（総務）企画政策室長

井川委員も地域でいろいろ活動されてきた経過、私どももよく知っておりますし、この課題は大変長い年月といえますが、以前の経過からずっとある課題であります。ただ、現実的には来年の秋ぐらいには新しい総合保健センターの方に移るといふことになるものですから、いろいろ現実的な課題として出てくるという、そういった状況になっております。ただ、私どもが注目しているのは、一つはこの間、銭函地域でも何度か話し合いを持たせていただきましたけれども、地域からも医療福祉系統といったような要望が強いということもありまして、今の段階で道のスタンスとしては、土地も建物も含めて福祉医療系で活用できないのかということでは、ホームページにも載っております。私ども道の方とも何回もやりとりしているのですけれども、道の方でも道内の主立った社会福祉法人には、直接こういう施設があるけれどもどうかということで照会を出したという、そういった経緯も聞いております。

残念ながら、現在、まだ具体的な問い合わせはないということになっておりますけれども、道としてはぎりぎりまで努力をしていきたいというスタンスではあります。ただ、仮にこの福祉なり医療系というものが、今、委員が

ら御指摘のありましたとおり、建物を残したまま、あの建物を使って利用する、活用するということが難しいということになったとすれば、道の考え方として、次の段階になるのかというふうには思っております。ただ、その段階では、当然小樽市も入っている協議会で相談をさせてもらうということになりますので、ホームページのつくりのことは、私ども道の福祉部の方と協議をしてみたいというふうには思っておりますけれども、全体としては、やはりここ 1 年ぐらいが一つの大きなポイントになってくるというふうには認識しております。

山田委員

それでは、私の方は一般質問の方から 2 点ほどお聞きいたします。

小学校の校内暴力について

今日も新聞紙上で第 1 面又はそれなりの紙面に載っておりました小学校の校内暴力、これについて何点かお聞きいたします。

まず、この記事に関する調査はどのような調査を基にされているのかお聞きしたいと思います。

（教育）指導室長

今日の朝、委員の御指摘のとおり、新聞各紙で小学校並びに中学校等における児童・生徒の問題行動、とりわけこれは 4 種類ございまして、一つは教師に対する暴力行為、それから二つ目は生徒間での暴力行為、また生徒や教師以外に対する暴力行為、そして施設等の破壊、それにつきまして、文部科学省が都道府県を通しまして、各市町村教育委員会に対してそういう事例がないかどうかという調査を毎年してございまして、その内容が、報道によりますと、昨日文部科学省から公表されたものというふうには受け止めてございます。

山田委員

全くそのとおりです。ここ最近、低下傾向にあったということは私も聞いておりますが、この紙面から何か特別なことということで出ておりますが、このことについてお聞きいたします。

（教育）指導室長

私どもも実は文部科学省が昨日発表したものでございますから、データというのがないものでございますから、新聞報道によりますということでお許しをいただきたいと思いますが、特に各市とも、この平成 17 年からの過去 3 年間にわたっては、小学校における暴力行為というものが増加しているということで、それに対する危く等が新聞各紙で報道されているものというふうには考えてございます。

山田委員

まさしくそういうことですね。実際問題、ここ 3 年は低下していたが、ここに来てまた増えていると、こういう状況が新聞の紙面に載っておりました。

それでは、この内容について、もしおわかりでしたら、お聞かせ願いたいと思います。

（教育）指導室長

繰り返して本当に申しわけございません。新聞報道等によりますと、各紙共通する数字なものですから、信頼性が高いのではないかというふうには思っておりますが、とりわけ公立の小学校ということと言いますと、2,018 件程度の校内暴力が起きているようであるということでありまして、特にその中でも教師の暴力行為というものが 460 数件ほどに上っているということで、特に 30 パーセント強、40 パーセント弱といいますが、38 パーセント何がしか増えているということでの報道がございました。

山田委員

教師の指導力不足、またそういうものの背景には、ある程度生徒と教師のそういうようなやりとり、例えば教師から生徒への暴力、また生徒から教師への暴力、こういうものが挙げられていると思います。また、今言われたように、4 点ほどのそういう事例の報告があります。そういったことで、その内容、例えば何件あって、それが全部

の生徒がそういうような行為に及んでいるのか、それとも特定の生徒が及んでいるのか、もしわかれば、そこら辺もお聞かせ願いたいと思います。

（教育）指導室長

報道各紙を今日の朝、急いで読みまして、その中から特に心にとめなければならないと。私どももこの後、文部科学省、道教委を通じて調査結果についていただくことになろうかと思いますが、特に報道によりますと、着目しなければならないことは、小学校の場合は特定の児童が繰り返し暴力をふるうケースが見られるようだということがございまして、ある新聞によりますと、1人当たり1.8件ほど起こしているのではないかとということがございまして、ある特定の児童といいますが、特に課題を抱えている児童への対応ということが、今後学校の中でも相当丁寧に行っていかなければならないですし、また保護者の皆さんの十分な御理解も、まだ小学校の段階ですから、必要なものというふうに考えております。

山田委員

そういったような対教師、そういった問題行動がある部分、やはり生徒の方も、今言われたように問題が家庭とかがいろいろなところであるものと私も思います。一般質問の方でも早寝早起き朝ごはん、そういったものでこういったものにも対処できるのではないかと私も考えております。

それでは、道内のこういったような暴力の状態、また対暴力の種類、そういうようなもの、おわりの範囲でいいですから、お願いいたします。

（教育）指導室長

道内に限定ということでございますが、児童・生徒の数を合わせますと、校内、校外合わせて508件ほどということで、対前年比ということでいきますと、4分の1、25パーセント程度増えたのではないかとということで読み取りをさせていただきます。

山田委員

引き続いて、小樽市の現状がもしわかれば、お聞かせ願いたいと思います。

（教育）指導室寺澤主幹

過去の3年間の学校からの対教師暴力についての報告につきましては、小学校につきましてはゼロ件となっております。

山田委員

実際驚きました。全くないのでしょうか。ないなら喜ばしいことだと私は思います。

（教育）指導室長

実はこの調査というものは、一定いろいろなフィルターがかかってくるのかとは思ってございます。例えばやはり故意にけがをさせるとか、またそれが大きな障害として残ってくるとか、そういうところもあるかと思えます。その辺をしんしゃくしながらということが必要になってくるものと受け止めております。

山田委員

やはり高校、中学校、小学校、また養護学校、こういうところにも調査されたのか、そこら辺はどうでしょうか。何かつかんでいるのならお願いします。

（教育）指導室長

この調査といいますが、公立の小中高等学校という形になっているというふうに受け止めております。したがって、そういう中で公立の小中高でございますから、当然その各種の学校も含まれているものというふうに考えてございます。

山田委員

私立の方は特に押さえはないのですか。

（教育）指導室長

私どものところで公立という形で押さえている、また、そのようなことで道教委の方からも情報の提供をいただいているということでございます。

山田委員

関係はないと思いますが、いじめ、不登校、こういった生徒の数がもしわかりでしたら、お願いいたします。

（教育）指導室長

いじめの全国の動向ということでの御質問かと思いますが、今、手元に数値がございませんので、全国のことについてはお許しをいただければと思うのですが、申しわけございません。今、持ち合わせていないということでお許しをいただければと思います。

山田委員

いいです。それで、とりあえず私も調べておりますので、道内のいじめは前年度で23.8パーセント減の760件、小学校で127件、中学校で472件、高校157件、養護学校が8件、こういったものがありますが、全国平均では最も少ないということで、私は安心しております。また、一応こういうようなことがわかりでしたら、いろいろ調べて、私の方からもまた押さえておりますので、お互いによい方向に行ければと思います。

水道メーターについて

一般質問では水道メーター、地下式と隔測式、お聞きいたしました。隔測式3,600戸の設置内容についてお聞かせ願いたいと思います。どういうところに設置したのかということをお願いいたします。

（水道）料金課長

隔測式メーターの設置状況ということで、3,634戸、このうち一般住宅が2,302戸、集合住宅、アパートの方が952戸、工場等380戸となっております。

山田委員

この隔測式メーターというのは、地下式と比べて価格が4倍というと、一般のメーターは大体3,100円ぐらいということでもよろしいですね。

（水道）料金課長

そのとおりでございます。

山田委員

4倍の費用をかけて設置されているということですが、4倍の費用、いずれも本市の持ち出しということでもよろしいですね。

（水道）料金課長

すべて本市の持ち出しでございます。

山田委員

私も一般質問の中で、その水道事業に影響を及ぼさないのかということで質問をしております。

そこでお答えになっておりますが、隔測式メーターを設置しているのが6市となっておりますが、その状況について知り得る範囲でお聞かせ願いたいと思います。

（水道）料金課長

道内主要10市の中ですべて隔測式メーターを設置しているのは、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、苫小牧市、江別市の6市でございます。小樽市と同様に地下式と隔測式を併用しているのが札幌市、室蘭市、函館市で、小樽市を含めて4市となっております。すべて隔測式を採用している都市につきましては、小樽市よりも冬期間の冷え込みが厳しく凍結深度が深い地域で、メーターが深く設置されておりますので、夏場においてもメーター検針に苦慮している地域が多いと伺っております。

山田委員

私も札幌市の状況とかも一部聞いておりますけれども、札幌市ではこの隔測式メーターをやめたと聞いております。どのような経緯でやめたのかをお聞かせ願いたいと思います。

（水道）料金課長

はっきり確認したわけではございませんけれども、先ほどから話題に出ていますように、費用の関係でかなりかかりますので、見合わせているというお話を伺ったことがございます。

山田委員

もし、札幌市の設置タイプがわかればお聞かせ願いますか。

（水道）料金課長

申しわけございませんけれども、タイプまでは承知してございません。

山田委員

私の聞いている範囲では、今言われたようにそういうようなタイプの支障があるから設置を見合わせているということで聞いております。本市でも3,600件余りの新住宅、公住、アパートにつけられておりますが、実際私の家にはそういったよいメーターはつけておりません。また、そういうものをつけなくとも、従来のやり方で十分集金はされていると思います。従来の方法をお聞かせ願いたいと思います。

（水道）料金課長

小樽市の現状としましては、先ほどからお話がありますけれども、隔測式、こちらが数少なくなっておりますけれども、主には地下式メーターを設置してございますけれども、このメーターにつきましては、冬期間積雪によりメーター検針ができないので、使用数量を認定して雪解け後に検針して料金を精算させていただいております。この点で認定した期間、例えば出産などによって世帯人数の増加がございますと、精算時に一度に料金がかかってしまうようなこともございます。

山田委員

一応そういうときには均等割でされるのか。

（水道）料金課長

冬期間につきましては、冬に入る前の水量を基に認定させていただきまして、雪解け時に検針するときにまとめて精算させていただいております。

山田委員

私が言いたいのは、本当にめり張りのきいたそういうようなやり方で、必要なところには私は経費をいくらかけても構わないと思います。ただ、従来の方式でされる部分で支障がなければ、今までの方式でされ、また今小樽市の財政状況にもかんがみて、そういった将来的にされるのが一番いいと私も思っています。そういうことについて、今後のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

水道局長

山田委員がおっしゃっているとおりだと思っております。すべて隔測式メーターにするのが理想だというふうには思っています。現状におきますと、電気、ガスにおきましては、やはり水道局職員、今委託していますが、検針した後お客様がチェックする、そういうことができるのが本当だと思っておりますけれども、今、料金課長が申し上げたとおり、新築等で新しくつけていますけれども、今後につきましてはトラブルの住宅、それと新築、それは行きますけれども、地下式で十分なところは地下式のまま使っていきたいと、そのように思います。

委員長

それでは、自民党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時43分

再開 午後 3 時05分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

斉藤（陽）委員

代表質問の関連で、若干今までの各委員の御質問と重複する部分もありますが、観点の違いがありますので、お伺いしていききたいと思います。

財政再建について

まず、財政再建にかかわってお伺いいたします。

病院事業会計への貸付金ということで、新聞報道もあったわけですけれども、北海道から実質的な赤字が見えにくくなるとの指摘があったということなのですけれども、どういう処理が見えにくいのか、また、どういう問題があるのか、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

（財政）財政課長

今、御質問があった点につきましては、斉藤陽一良委員の方からありましたように、新聞紙上でも出たわけですが、この点に関しては、第3回定例会前の議案説明の中で財政部長の方から概略、これまでの経緯等も若干説明をさせていただいているところなのですが、改めて中身を言いますと、前段のところから話しますと、夕張問題に端を発しまして、総務省の方で一時借入金と貸付金、その関係についての調査を全国的にするということになりました。それにつきましては、小樽市も北海道を通じてこの調査の報告をしたわけでございます。一時借入金の状況等につきましては、第2回定例会の中等でも、その額とか、答弁させていただいたところなのですが、その中で総務省の方で8月3日に、1回目の点検結果として、新聞にも出ましたけれども、9団体につきまして北海道の方でまだ調査中ということで、1回目の報告がなされました。その後、北海道の方でその内容等についてさらに、調査がございまして、最終的には今回の病院事業会計の財務手法について、今、委員から御指摘がありました実質的な赤字が見えなくなる会計処理ということで指摘を受けました。それにつきましては、具体的に申し上げますと、これまでの決算の中でも、病院事業会計につきましては44億円の実質的赤字がございましてということで報告させていただいておりますが、それだけが結果的に財務処理として赤字が見えなくなってくる。実際の中身をいいますと、一般会計の方から44億円を長期貸付金ということで想定しますと、平成17年度に長期貸付金ということで44億円を貸しましたと。それで、それにつきましては、病院事業会計の方では翌18年度の一般会計からの長期貸付金を財源としまして、病院事業会計の方としては一般会計の方に44億円を返すわけなのですが、一般会計の方としては出納整理期間の中で44億円を受けていると。ですから、一般会計の方としては17年度に44億円を貸して、17年度の出納整理期間で44億円は戻るといったことなのですが、病院事業会計の方からしますと、その44億円を返す財源としては18年度の一般会計からの44億円の貸付け、その財源でもって返しているという財務処理をしておりました。そういう財務処理をしますと、道から指摘を受けた実質的赤字の部分が、実は病院事業会計の方では赤字、不良債務ということで数字が出てこないの、そういう手法につきましては実質的赤字が見えにくくなっていると。それにつきまして、速やかに改善するようにという指摘を受けまして、これにつきましては9団体、小樽市をはじめ釧路市とか、新聞紙上にも出ましたけれども、そういう団体につきまして、うちの病院事業会計の部分も入ってございました。それが現状でございます。

斉藤（陽）委員

あまりこれに入りますと、決算の議論になってしまいますので控えますけれども、我々の従来からの認識というのは、病院事業会計としては実質的に44億円という赤字があって、一般会計から繰出しをして埋めているという、別段隠れた話ではなくて、そういう隠そうというような意図もなく、実質的な赤字が見えないという指摘に、やや違和感があるのですが、その点についてはどういうふうにお考えですか。

（財政）財政課長

結論から言いますと、実質的な赤字が見えにくいということで、道の方からの指導は、この会計間の移動で年度をずれた形というのは好ましくないということです。ですから、当該年度で実質的な赤字ということではなく、決算として赤字があるのであれば、それを出しなさいというようなことでの指摘でございます。

斉藤（陽）委員

わかりました。それでは決算の中に明確に出していくということなのですが、一応今代表質問でも改善方法、具体的に検討中ということなのですが、今段階で言える部分のこうやりますということは、さっき答弁いただいたというか、改善方法についてまとめて言っていただけますか。

（樽病）総務課長

病院事業会計の関係もありますので、病院の方から答えます。改善方法ということですが、現在言える段階のことは、今、財政課長も答弁しましたけれども、44億円の決算で病院事業会計で不良債務を発生させる、赤字決算をするということになるのですけれども、これは平成18年度中に病院事業会計から一般会計に44億円の長期借入れしているお金を償還するという予算を補正する予定というふうに考えております。それで最終的に18年度決算で44億円の病院事業会計で不良債務が発生するという会計処理を考えております。

斉藤（陽）委員

はっきり赤字になってしまうということだろうと思うのですが、そういったことを含めて、北海道との協議ということで答えてはいますが、そういう具体的な北海道との協議はいつからになるのでしょうか。

（樽病）総務課長

北海道との協議につきましては、財政課と一緒にやることになるのですけれども、現在のところ、北海道とは事務方で指導を受け始めたところでありまして、まださらに協議をこれからやっていくという段階であります。

斉藤（陽）委員

わかりました。一般会計と病院事業会計の双方で44億円の赤字を解消していくと、解消を図っていかねばならない。これは要するに、病院の統合新築ということとも間接的ながらかわる問題で、この赤字についてどのくらいの期間でどういう処理をされるのか。大きな枠組みといいますか、いつごろから幾らぐらいという大枠で結構なのですが、何か考えられている部分をお示しいただければと思います。

（樽病）総務課長

その最終的な44億円の赤字の解消方法につきましては、今答弁しましたとおり、まだ道の指導を受け始めた段階ですので、将来の解消方法についてはもう少し時間がかかるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

斉藤（陽）委員

それで、ここは難しいところだと思いますが、この後の質問にかかわるのですけれども、新築統合ということについては、代表質問の中で元利償還のピークが平成27年度ごろになると。実質公債費比率という部分で、そのころになるといろいろな一般会計の元利償還、償還金全体も下がってくるので、20パーセントは下回るだろうという御答弁をいただいているのですが、今回のこの44億円の処理の影響というのは、このいわゆる実質公債費比率、こういった部分を押し上げる要因には少なくともなると思うのですけれども、44億円と実質公債費比率、それから財政

再建推進プランの実施計画の今やっている部分、それとのかかわりというのはどういうふうになるでしょうか。

（財政）財政課長

実質公債費比率のことにつきましては、実質公債費比率の計算といたしますが、算定があくまでも公債費という、要は元利償還金部分で、委員御指摘の赤字解消分というか、その部分については元利償還金部分ではない、実際繰入れで補てんするとか、病院の方の努力の部分とか、いろいろな面から検討していかなければならないのですが、実質公債費比率は、そもそも元利償還金部分の計算でございますので、実質公債費比率には直接は影響ないと考えております。

斉藤（陽）委員

実質公債費比率には関係しないということだけれども、財政再建推進プランとの中でのいろいろなマイナス要因というのは出てくることは免れないと思うのですが、そこら辺はどうですか。

財政部長

財政再建推進プラン自体が平成21年度までということでの計画を示してしまして、21年度には0.1億の単年度黒字を出して収支の改善を進めていくのだという想定になっているのですけれども、今、病院のことで言いますと、まだそのときには建設にも着手していないのですが、始まって一番起債の大きな時期というのは、償還では21年度ぐらいということだと思えます。したがって、今の44億円の関係から申しますと、21年度でプランが終わってしまいますけれども、その後やはりその44億円の解消の中では、病院側がどのくらい経営改善でもって出せるか、あるいは一般会計がどうやってオンできるかということがありますけれども、若干時間はかかる部分はあるかもしれませんが、全体の枠組みの中では少なくとも、例えば今で言う標準財政規模が20パーセントを超えてももうどうにもならないなんていう状態にはならない形で、一定程度の期間の中で全部吸収して、それは解消していけると。大枠ですけれども、私どもの頭の中には大体描いております。

斉藤（陽）委員

不確定な要素がいっぱいあるので、確定的には言えないと思うのですが、自信のある御答弁をいただいて安心しております。

北しりべし廃棄物処理広域連合の本市負担金関係について

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合の本市負担金の関係で、これも代表質問で伺ったその続きということなのですが、今年2月の時点で見込むことができた部分、建設事業費、それから施設管理費についても公債費などについても、2月時点で見込むことができたところは織り込みましたという御答弁なのですが、平成19年度では6億円、20年度では7億3,000万円、21年度では8億円と、これは織り込んであるということなのですが、今年の8月7日付けの北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ処理施設建設工事にかかわる関係資料、ごみ処理施設の管理・運営についてという、そういう資料がありますが、その別紙6のところでは焼却施設、リサイクルプラザ運営維持管理費総括表、これは18年度から33年度までが載っています。それから、19年度以降の市町村負担金の概算予定額というのが別紙8で、非常にきちんと詳細に載っております。この19年度から25年度までの本市負担分というのを示していただけますか。

（環境）管理課長

北しりべし廃棄物処理広域連合の平成19年度から25年度までの負担金につきまして、窓口であります環境部の方から答えさせていただきます。

平成19年度におきましては9億1,100万円、平成20年度におきましては9億6,300万円、平成21年度におきましては11億100万円、平成22年度におきましては14億6,300万円、平成23年度におきましては14億2,600万円、平成24年度におきましては15億円、平成25年度におきましては14億3,400万円となっております。

齊藤（陽）委員

今出していただいたのですが、これを見ますと、平成19年度で見込んだと2月時点の織り込み済みというのから3億1,000万円、20年度では2億3,300万円、21年度で3億1,000万円ぐらい、それぞれ負担が膨らんでくるということになります。こういう北しりべし廃棄物処理広域連合関係の負担が膨らむ部分については、これは今の財政再建推進プラン実施計画、この21年度までの計画の中できちんと吸収できるかどうかということなのですが、どうでしょうか。

（財政）中田主幹

北しりべし廃棄物処理広域連合への負担金増は、確かに今のプランの中で見ているよりも増が見込まれます。けれども、具体的に確定した部分、まだ全部が確定しているわけではないという部分と、それと今後、連合においても今後の契約は施設管理の面で母体負担の軽減が図れるような形のいろいろ措置をしていただけるというふうに思っております。

それと、本市におきましては、財政再建推進プラン実施計画を着実に実施することにしておりますけれども、要は収支の面で話しますと、財政再建推進プラン実施計画では平成17年度の決算見込みを20億円と見ておりました。それが実際の決算では14億900万円に圧縮できております。これは大きいのは、予算の執行面で各部全庁的な取組で予算執行の見直しとか、効率的な執行管理を行った部分が大変大きな部分だというふうに思います。こういう部分につきましては、今年度もそうですけれども、18年度、19年度、20年度、21年度までもある程度は見込んでいけるのかというふうに考えております。

それから、北しりべし廃棄物処理広域連合への負担金の関係で申しますと、かなりの金額が増になってございますけれども、人件費の職員数の絡みで言いますと、同広域連合への職員も、今年度じゅうに派遣をすることにしてございます。プランでは、この派遣の職員の人件費も一般会計の人件費ということで試算してございます。その部分が、実際には一般会計の試算では今見ているよりも減になる要素がある。これは全体的な職員数の今後の動向にもよりますけれども、そういう部分がございまして、今の財政再建推進プランの実施計画の赤字の範囲内で何とかできるのではないかとこのふうには考えております。

齊藤（陽）委員

もう一点なのですが、平成21年度までは今伺ったのですけれども、22年度以降、この負担金がさっき環境部から言っていたように、22年度以降は、21年までは11億円ぐらいですが、22年度から14億円台になって、24年度ではもう15億円とか非常にこの後もっと膨らむのです。こういった部分、先ほどの病院関係の部分もあれば、この北しりべし廃棄物処理広域連合の関係もあれば、前の委員の質問の中にもあった、ほかのいわゆるマイナス要素が加わってきたときに、それを全部合算した場合に本当に大丈夫かという、再度心配の疑問があるのですけれども、こういうのを含めて本当にいいのかという部分を伺いたいのですが。

（財政）中田主幹

財政再建推進プランは平成21年度まででして、今、御指摘の部分は22年度以降のお話でございましてけれども、なかなか収入で言いますと、市税とか交付税が国の今の見直しを進めまして大変難しい。それと歳出で言いますと、扶助費とか社会保障費関係も国が今かなりの見直しをかけていますので、かなり見込みが難しい部分がございます。ただ確かに言える部分は、財政再建推進プランで17年5月1日と比較して22年4月1日には職員数を200人減とすることにしています。そういう部分の人件費の減少が見込める部分があると思います。それと起債の元利償還、公債費ですけれども、建設事業、近年かなり圧縮しています。数字で言いますと、平成9年度、10年度、11年度で、一般会計ですけれども、大体70億円以上の建設事業を行ってきましてけれども、平成12年度、13年度、ともに53億円、それから14年度で37億円、15年度で27億円、16年度で27億円、17年度では15億円、いずれも一般会計の数字ですけれども、そういうふうにかかなり圧縮をかけています。そして、この元利償還につきましては、長いものでは25年ぐ

らいですけれども、おおむね10年なり15年とか、そういう部分で借りておりますので、二十七、八年とか、その部分になるとそういう削減効果がかなりの面に出てくるのではないかとということで、何とかなるのではないかとというふうには考えております。

それと、もう一点ですけれども、北しりべし廃棄物処理広域連合への負担金の中には、広域連合側の起債の償還の元利償還金、それと病院につきましても、病院の元利償還金に対して交付税の算入のある程度の計算措置がされます。ですから、そこで足して増える部分がある程度交付税の計算にも見ることができのかなというふうを考えております。

斉藤（陽）委員

丸々全部マイナスというわけではないという部分もあるし、何とかなるでは困るのですけれども、何とかしていただきたいというところなのですが、確かに元利償還金額、今、予測されているのは平成17年度までに借り入れた分については、21年度以降、大体年間10億円ぐらいずつ償還金額が減っていているということは、我々にとっては好ましい状況なのですけれども、それにしてもいわゆるマイナス要素がいろいろあるということで、この実質公債費比率、今回、新しくこういう指標が出てきたわけですけれども、これの発端となったといいますか、地方債を起す場合の協議制度で新たに今回の実質公債費比率というのが出てきたわけですけれども、そこら辺の協議制度の説明をかいつまんでお願いしたいのですが。

（財政）財政課長

地方債の協議制度ですが、平成18年度から、従前の許可制度から協議制度に移ったわけでございます。この経緯といいますと、結構古いというか、平成11年7月に地方分権一括法が出ました。そのときにも平成18年度から今回の協議制度に移行ということがうたわれてございます。その間、具体の協議制度に移行するに当たって、若干私の知り得ている範囲では、従前の許可から協議に移った場合、期間的な問題、要は国から配分をもらったとき、その後北海道が許可するわけなのです。その日程的な問題とか、具体的に言いますと、市町村の2月の議会の日程とか、そういうようなものを勘案してどういう日程なら可能かというようなことまでやってございました。最終的に、その政省令とか具体の通知というのはぎりぎりまで決まらず、実際の通知は年度が明けてから、4月になってから来ています。

簡単にということなのですが、従前の許可制から協議制度への移行、大きなところではあくまでも地方債そのものの市場での信頼性とか、公平性の確保、透明化、明確化、そういうふうな観点からいきますと、従前の起債制限比率という、また財政用語で申しわけないのですけれども、そういう比率を用いて今まで計算してきました。その際につきましても、今回大きく変わる部分なのですが、小樽市で言えば、病院とか、下水道、水道などに対する、公営企業に対する元利償還金の繰出し部分、それと、今、斉藤陽一良委員からありました北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ処理施設、それに対する元利償還金の負担金、そういうようなものを入れて、当該市町村の実質的な債務といいますか、元利償還金といいますか、そういう部分を今回の協議制度に移るに当たっての一つの財政指標として、そういうものが組み込まれた、そういうところが今回の協議制移行で大きな部分でございます。

斉藤（陽）委員

一言で言ってしまうと、いわゆる一部事務組合、PFI、そういった公債費類似経費を原則算入するようにするということなのですが、先ほども新谷委員の御質問でも何か出ていましたが、実質公債費比率の算式そのものを簡単に説明していただけますでしょうか。

（財政）財政課長

今回、共産党の方から資料要求としてございまして、配らせていただいております実質公債費比率試算という表をごらんいただきたいと思います。それで、大きな算式としては、右下で見にくいかもしれませんが、引く 分の プラス 引く 、こういう算式が大まかな算式でございます。というのは、公債費充当一般財源と

いう、また財政用語で表させてもらっていますが、これは普通会計といいまして、一般会計と特別会計、小樽市では住宅事業特別会計とか、そういう部分も入ってございます。それに対する充当している一般財源、逆に見ますと、特定財源もあります。それは今言いましたように住宅の使用料とか、そういうものがあればここで控除します。これは控除後の財源でございます。これがまず一つ目の数字でございます。

それから二つ目、この という、表でいいますと、準ずる元利償還金でございます。公営企業に対する元利償還分の繰出しとか、あと北しりべし廃棄物処理広域連合に対する元利償還金の負担金、それともう一つは債務負担行為で元利償還金に準ずるものというのがございまして、それもここに入っております。

それらに対して、その次に控除財源として、その一部分については交付税措置がされております。病院事業であれば元利償還金の2分の1の45パーセント、あと具体的に上がっているのはごみ処理施設であれば、原則2分の1というのが交付税算入されます。その額がこの に入っております。

次に、標準財政規模、これは標準的な状態で通常収入されるであろう經常一般財源。具体的に申しますと、目的税は除くのですが、普通交付税プラス市税とか地方道路譲与税とか交通安全対策交付金とかがございます。それら通常で入ってくる一般財源として使える財源、それを足したものが標準財政規模ということでございます。

それでは、標準財政規模に対してどれだけ元利償還金の、要は借金の返済があるかというのを一定の指標で示したものでございます。これは一応3か年平均で出すということで、単年度で出しますと、従前の起債制限比率と同様、当該年度では元利償還金が多くなったとか、そういうものがある場合については、指標が変動する場合がございますので、一応3か年平均ということで指標としてうたっております。

斉藤（陽）委員

実際にその指標が金額として計算された場合に、どうなるかと。9億円から10億円、いわゆる元利償還金が年々減っていったら、今の説明では25パーセントはおろか20パーセントもならないのだという答弁をいただいているのですが、実際に試算と申しますか、数値を当てはめて、今ここに新谷委員の資料請求で出てきた平成21年度までというのはあるのですけれども、これ以後、私が今問題にしているような22年度からいろいろなこの問題が多少大変だという24年度、25年度、さらに27年度とか病院のことを考えると、その辺までのそういうシミュレーションと申しますか、実際の数値を入れたものというのは、今全然できないのでしょうか。いろいろな不確定要素はあるのでしょうかけれども、やってみるということは必要なのではないかという思いはするのですが。

（財政）財政課長

平成21年度まで示しているわけですが、この状況を見ていただきますと、一般会計での今委員御指摘の一般会計部分の元利償還金というのは、 のところで減ってきてございます。それから、病院の27年度のピークということでございますが、先ほども説明させていただいたのですけれども、普通交付税で何割が見られると。算式上からいきますと、分子と分母、両方から同じ額を引くということなので、交付税で見られる起債であれば、実質的には同じ数字というのはよくなるという面が一つございます。ですが、委員御指摘の部分があって、この欄でいきますと、 の欄で標準財政規模というのが、数値を見ていただければ18年度以降固定してございます。これは18年度の普通交付税の額で計算させてもらっているのですが、今後の状況というのがわからないということもございまして、一定の額にしております。この額が減れば当然率も上がるというようなこともございます。

それともう一つ、大きな要素としては、交付税で元利償還金で見られるというのもあるのでございます。今、平成13年度からあります臨時財政対策債ということで、交付税から国も財源がないということで、折半ルールということで振られている部分がございます。これについても地方交付税の算定の中で、元利償還金100パーセントを見ていただけるということで、そういう要素もあることから、27年度の病院事業の償還がピークになるころにつきましても、交付税措置があるということが、一般会計での元利償還金が減るということ、交付税措置があるということ、交付税措置の中で臨時財政対策債ということで、その分の元利償還金が増える部分があるのですが、100

パーセント交付税措置がされるということ。逆にマイナス面というのが普通交付税の状況がわからないということがございまして、それらと今回の数字と比較しますと、市長に答弁していただいたのですけれども、起債制限の25パーセントまでにはいかないのではなかということに答弁させていただきました。

斉藤（陽）委員

おおよそ相当交付税の部分が悪化しない限りは、25パーセントまでいかないのではないかとというふうに私も理解いたしました。本当にまかり間違ってもそういう起債制限というようなことは避けなければならないわけですから、ぜひ頑張ってくださいと思います。

佐藤委員

財政再建推進プランの見直しについて

財政の方では財政再建推進プランをつくり直すということは考えていますか。

財政部長

今後、地方税とそれから交付税の動向が今のシミュレーションと大きくかい離するようであれば、いわゆる財政再建推進計画の本体自体の見直しということまで及んでくるかと思うのですが、当面、今の段階の中では、いろいろ数字の動きはもちろん出入りが非常に頻繁にありますけれども、これから平成19年度予算編成の中で交付税が来年以降どんな形になるのかということもありますので、その辺を見据えて、収支の見直しは若干出てくる部分はあるかもしれませんが、その辺の数字の調整をしなければならないものはします。ただ、基本的な考え方としては、計画自体の見直しは今のところはまだ考えてございません。

佐藤委員

市民とのかかわりについて

市民とのかかわり合いということで、一般質問をさせていただきました。21世紀プランが市民と歩むということでした。市長は市長になってから新しい計画として市長への手紙というものを通して、市民の声を聞くという努力をしてきたわけでございますが、まずその辺から聞きたいと思えますけれども、市長への手紙の部分に關しましては、年間どのぐらい市長のところに来るのか、まずその実数がつかめたらお願いいたします。

（総務）企画政策室長

平成17年度の事務執行状況でございますので、その数字で話をさせていただきたいと思えます。17年度の市長への手紙の件数ですが185通、ただその中に何件かの御質問とか、御意見とか、そういったものがありますので、件数としては238件という、そういった数字になっております。

佐藤委員

185通来ているのでしょうかけれども、私が知っている限りは匿名がかなりあって、匿名とそれから住所が書いてあって名前も書いてあるものと、その内容に関しては分析されているのでしょうか。

（総務）企画政策室長

申しわけありません。担当、広報広聴課の方でその内容、部門別に分けたものというのはつくっているのですが、今持ってきておりませんので、後ほどお知らせいたします。

佐藤委員

後ほど教えていただきたいと思うのですが、その中で実現されたものというものはあるのですか。市長が初めに目を通すということでしたけれども、その中でいい提言だとか、あるいはもっともだということを実現されたものとか、提言を具体化したものというものはあるのでしょうか。

市長

たくさんあるので、記憶にあるのでは、NHKなり民放で天気予報がありますけれども、その画面に小樽が入っ

てないと。観光客もたくさん来て毎朝見るのだから、ぜひ小樽も表示してほしいというのがあって、これは放送局にお願いして実現したというのは記憶に鮮明にあるのですけれども、あと結構あると思うのですけれども、さっき言いました広報広聴課でその部分を含めて押さえていますので、後ほどまたお伝えいたします。

佐藤委員

市長への手紙の中から議会に関するものは私たちの方に回ってまいります。ほとんど匿名のものが多くて、ちょっと角度が違うことが非常に多いと。そういうことを見るにつけ、市長への手紙というのは効果があったのかどうか、今後とも続けていくのかどうか、その点を伺いたいと思います。

市長

始めたころは結構な件数が来ていまして、最近は苦情的なものといいますが、批判的なというか、行政に対する批判、例えば具体的に申し上げますと、生活保護の不正受給があるのではないかと、よくわからないのですけれども、そういう匿名でそういう部門の方がちょっと増えてきたかという感じはします。結構いい御意見もありますので、これはやっていった方がいいのかと思っていますけれども。

佐藤委員

最近では個人名を書いたのも何かあるようですし、いろいろな面でもう一度見直した方がいいのかなという気がしますし、同じような人から何回も来ることが非常に多いのではないかと。それも的確なことならいいのだろうけれども、自分だけ取り上げてくるのに、名前とか住所がわかっていれば、1回1回丁寧にその回答はするのでしょうけれども、その辺のことも含めて、市長への手紙を続けるにしても、もう一段落広報か何かで周知し直して、市長への手紙を続けるなら続けるような形で、もっと市民の声を聞けるような方向にしたらどうかと思うのですが、いかがですか。

市長

今までの実績等を踏まえて、改善すべきところがあれば改善する。あるいは匿名のものは御遠慮くださいとか、はっきり出していただくような、そういう方策も一つだと思いますし、それから市民共通なもの、これはこの手紙については市民に公開していいですかということもやっています。それについては広報をお読みになればわかると思いますけれども、市民からの市長への手紙からとりましたというふうな扱いもしていますので、そういった改善の必要なものはしていきたいというふうに思います。

佐藤委員

市民とのコミュニケーションの基本的な部分ですけれども、私が質問したのは市民に対する周知の仕方、いわゆる市民に政策が十分に理解していただいているのかと、こういうことを質問したわけですけれども、市長としては御答弁の中では町会長との懇談会とか経済界とかいろいろなことを通してやっているのでしょうかけれども、どうも一部のトップクラスの人方との懇談が多いのではないかと思われて、本当に知りたいと思っている一般の市民の人方がどれほど市の問題、あらゆる行政の問題を知っているかどうかということは非常に疑問なのです。市長は今市民への周知については十分行われていると思いますか。

市長

いろいろな手段で広報しておりますけれども、それがずっと行き渡っているかということ、昨日も申し上げましたけれども、受け手側の問題もあると思いますけれども、我々としては疑問があるかなという感じがしています。最近はホームページでもインターネットを通じましてそんなこともやっていますし、いろいろな取組をしていますけれども、果たしてそれが十分浸透しているかということ、なかなかそれは難しい部分はあるのではないかと。この問題についても職員に投げかけまして、いろいろな広報の仕方があるけれども、十分行き渡っていますかと。もうちょっとみんなで少し考えた方がいいのではないかと、そういう職員に対する呼びかけもしておりますので、これからどういった展開ができるのか、もう少し検討の必要があるかというふうには思っています。

佐藤委員

あるアンケートによると、小泉首相の政策が5年間でどうだったかという評価を見ますと、政策的には35パーセントぐらいしか評価されていないです。ただ、小泉首相の人気というのは53パーセントから55パーセントあって、非常に今でも人気があるという中では、政策の評価でなくて、今は表現の評価あるいは見た目だけの評価、そういうことが非常に多いのかなと、そういうことも今後考えていかなければいけないという感じがします。

私が市政報告会なんかを開いて、例えばプール問題、こういうのを取り上げて、私の支持者の中にプールの署名をした人がたくさんいますから、そうですか、プールは欲しいです、私も大事だと思います。こういう話をして、ただ今の場所に建ると20億円以上かかりますと。平屋でも6億円ちょっとぐらいかかります。年間5,000万円ぐらい赤字になります。今すぐ建てた方がいいですか。こういう話を聞くと、みんな首をひねる。そんなにお金かかるのですか。この財政状況でできるのですか。厳しいのなら、財政がよくなったら建てた方がいいかもしれませんねという話をするのだけれども。また、病院の問題なんかも昨日一般質問しましたけれども、どこがいいのだということになって、消去法でやっていくと築港しか残らないのです。そういうことを話をしていくと、築港でやるしかないという話になっていくわけです。こういうことが一般市民の中には理解していない方が非常に多いということは、やはりこちらからの働きかけが足りないのではないかと思うのです。ですから、市政懇談会が私たちがやっているように、行政懇談会的なことをやっていく必要があるのではないかと、そう思うのですが、いかがでしょうか。

市長

今言いましたように、市民周知の方法は非常にこれから大事になっていくのだらうと思いますので、ですから重要課題のあるなしにかかわらず、絶えずそういう市民との懇談の場というのは、これから必要になってくるのではないかと。今、出前講座もやっていますけれども、出前講座で行ったときには、こちらからその課題について説明するばかりではなくて、相手方からのいろいろな要望も聞いてきてくれと、そういう話もしていますので、あらゆる機会を通じてこれはやっていきますけれども、その市政懇談会みたいなものはこれから必要になってくるかというふうに思います。

佐藤委員

ただ、難しいのは、市政懇談会をやると、一部の反対勢力がいわゆる意識的に集めたりなんかして、非常に反対勢力の集会になりかねないとか、反対の意見ばかり出てくるとか、こういうことが小樽市では見られるのです。そのところをどう解決するかということが非常に大事であって、それはやはり市民会館とか大きなところで公募式にして、そういうところで4月ぐらいに、第1回定例会が終わった後に小樽市の方針とかあるいは問題点とか、そういうのをやるとかと、少しやり方を考えなければいけないのではないかと、私は考えてございます。

市長

確かにそういう過去のいろいろなものを見ますと、そういうのもなきにしもあらずかなと思いますので、もしかしたら問題は確かにあると思います。

佐藤委員

やはり大事なものはこれからは市民を味方にしていなければだめだと。学校の問題なんかは、市民を味方にできなかったところにうまくいかなかったところがあるのではないかと考えています。市民が本当に納得していいのだとなると、反対の人もそれは押し切るわけにいかないのです。ですから、私たちはこれからコミュニケーションと同時に広報活動をどんどんやっていって、こちらから打って出る。打って出る方法でやっていかなければ、市民は承知することはできないということで、今後打って出る方向に方向転換していただきたいと思いますが、いかがですか。

市長

先ほど申し上げましたけれども、いろいろな問題を今職員に投げかけしていますので、その一つにコスト意識を

持たなければだめでないかという投げかけをしましたら、ある職員から返ってきました、ごみの不法投棄がありますと。不法投棄にどれだけの費用がかかっているのでしょうかと。やはりそういう市民の人方にも、例えばごみの不法投棄にどれだけ税金が使われているか、こういった問題もやはり知らせるべきではないかという返事が返ってきました、結構コスト意識を持っていると。ですから、一つの例として言いましたけれども、ほかにもいろいろな問題がありますから、この事業をやるにはこれだけの予算の税金がかかっていますというようなことも含めて、親切丁寧にこれからは説明をしていく必要があるのではないかという感じがしていますので、ただいま申し上げました市政懇談会等の持ち方も含めて、いろいろ検討していきたいというふうに思います。

佐藤委員

市長みずから出ていなくてもいいと思います。たくさんの優秀な方々がいますから、その人方にやっていただければいいと思いますし、また具体的な方法の一つを考えていただいて実行していただきたいと要望して終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、平成会に移します。

大橋委員

高島小学校温水プールについて

高島小学校温水プールについてお尋ねしますが、これは今まで論議が室内プールの利用者をどうやって高島小学校温水プールに移すかという部分で終始してきました。近頃逆に、現在、高島小学校温水プールを利用している方が、今の市の説明の中では現在の利用の形で非常に不安があると、そういう形でお話が出てきたものですから、その時点でお尋ねをいたします。

まず、教育委員会に報告されたということで報道されたら、我々も報告を受けていますけれども、水深120センチメートルにするということでありました。現在、130センチメートルですね。それで、水深120センチメートルにするということを発表されたのですけれども、そういう結論に至った経過、それから130センチメートルを120センチメートルにするための方法、それから概算でどのくらい費用がかかるか、その辺の事情について教えていただきたいと思います。

（教育）室内水泳プール館長

高島小学校温水プール、現在、最も深いところの水深が130センチメートルということで、現行の駅前の室内水泳プールの水深が一番深いところで120センチメートルということで、その10センチメートルの差というのが現在では駅前の室内水泳プール利用者の方から非常に危険であるといえますか、使えない。特に身体障害者の方あるいはお年寄りの方、上背のない方などが非常に不安に思っているという御意見が多くございました。その対応ということで、高島小学校温水プールに当面の間、現在の駅前の利用者の方々に移っていただく対応としまして、水深を120センチメートルに調整させていただくような形で、現在考えているということでございます。なお、水深の調整の方法ですが、現在、高島小学校温水プールの場合オーバーフロー方式の水の循環方式をとっていて、130センチメートルの水槽からあふれた水を循環させていますけれども、今考えている方法としましては、水槽の120センチメートルのラインのところ排水口を設けて、そこからあふれる水を循環させるということで、それで120センチメートルを維持していきたいというように考えています。それで、なお大会等で水深を深くしてほしいという御希望のあるときには、その排水口を一時的に封鎖しまして、130センチメートルのレベルまで水を足して水位を調節するという方法を考えております。なお、その装置といえますか、排水口を水槽内8か所程度に設ける予定でありますが、この改修費用といたしまして、約280万円程度が必要になろうかというように見積もってございます。

大橋委員

今の中で理解できない言葉が出てきたのですけれども、最も深いところで130センチメートルという言葉が出てき

たのですが、コースごとに深さが違うのですか。

（教育）室内水泳プール館長

高島小学校温水プールにつきましては、現行 6 コースございます。それで 1 コースが低学年用ということで 70 センチメートルの水深のコースが一つ、それから残り 5 コースにつきましては、高学年用ということでスタートとターン側の部分が 110 センチメートル、それから徐々に深くなっていきまして、最深部で 130 センチメートルと、そういう構造になってございます。

大橋委員

わかりました。

それでは、小樽に民間プールが幾つかありますけれども、小樽の民間プールの水深についてはどういうふうになっているか、教えてください。

（教育）室内水泳プール館長

民間施設につきましては、それぞれの施設に私どもの方で聞き取り調査を行ったところでは、ウェルビーが一番浅いところで 120 センチメートル、深いところで 138 センチメートル、サンフィッシュが水深 110 センチメートル、コナミスポーツが浅いところで 120 センチメートル、深いところで 125 センチメートル、クラッセホテルが 120 センチメートルというように聞いております。

大橋委員

各民間プールの場合にも水深がいろいろあるので、これがずばりいいのだというのが決まっていないということは理解ができます。

それで、高島小学校温水プールの方の利用団体は、主に何をやっておりますか。

（教育）室内水泳プール館長

現在、高島小学校温水プールで専用的に利用している団体としましては、7 団体ございます。子供たちを教えているグループあるいは身体障害者の方あるいは一般の方というような方々が利用されてございます。

大橋委員

主なもので具体的に団体名とかわかりませんか。

（教育）室内水泳プール館長

7 団体ですが、小樽シンクロクラブ、向井流水法、身体障害者の団体としましてはスペシャルオリックス、ともしび会というような団体が利用してございます。

大橋委員

まず一つには、身体障害者の団体も利用しているということですが、ともしび会とかスペシャルオリックスですか、そちらの方から今まで水深に関しての不便とか、そういうようなのはなかったのですか。それとも 70 センチメートルのコースが一つあるからそれでよかったということですか。

（教育）室内水泳プール館長

特に水深についての御指摘は、現在利用されている団体からは受けておりません。ただ、出入りが身体障害者の方、特に車いすの方などが御利用されていますので、入水時にちょっと苦労されているというお話は聞いております。

大橋委員

それから、小樽シンクロクラブは室内水泳プールを利用していたのが、以前に高島小学校温水プールに移ったというふうに聞いていますが、その理由はどうしてですか。

（教育）室内水泳プール館長

私の方で聞いております限りでは、当時駅前の方で小樽シンクロクラブも使っていたと。

駅前の方の利用団体の数も増えてきて、非常に込み合うような状態になっていったと。そういうこともありまして、また水深の深いところが高島小学校温水プールにあったということで、そういうことで移られたというように聞いてございます。

大橋委員

そうなのですよね。向井流水法とか小樽シンクロクラブとか、今利用している方々からは、せっかく練習しやすい水深の環境であると。それが120センチメートルという形になるのは困るということが一つと、それから結局事前に自分たちに相談がなかったと。こういう形で決まりましたという形で報道がされて、その報道の結果について教育委員会に確認したら、いや決まっていますと、まだ協議中ですと、そういうふうな返事が来ているということなのですが、我々からすると、確認しなければならないのは、事前に十分に相談したのかどうかという部分と、それからもう一つ、教育委員会に120センチメートルにしますと、しかも費用の概算をしていると。そうすると、あと予算が出てくれば、だれもそれは反対しませんから、あっという間にそれで決まってしまうと。その状態でまだ決まっていますという回答を、現在の高島小学校温水プールの利用者にすることが妥当なのかどうか、それについてはいかがですか。

（教育）室内水泳プール館長

現在、私どもが行っております当面の対応については、まだ教育委員会の事務局サイドとしても検討中という押さえであります。そういう面では各利用団体等利用される方々の御意見をお聞きした上で、最終的な対応について取りまとめていきたいというように考えてございます。

大橋委員

それからもう一つ、いわゆる排水溝をいじるという形ですと、全コースが水深120センチメートルになってしまう。そうしますと、結局コースごとに2コースは浅くするけれども、ほかのコースは今のままであると、そういうやり方もあると思うのですが、民間プールの場合には利用者のいろいろなニーズの結果なのでしょうけれども、下にプラスチックとかゴム系のすのこを敷いたりして調整するというのもやっています。まして、高島小学校温水プールは暫定だという言い方をしているわけですから、そうしますとそういうふうなコースごとに分けることも考えていかなければならないのかと、そういうふうに思いますが、それについていかがですか。

（教育）室内水泳プール館長

この水深の調整に関しての検討の中で、今、委員が御指摘のように、プールフロアというものを底に敷いて水深を調整するという方法もあるということで、現実問題、駅前の室内水泳プールにおいても1コースは子供用ということで、プールフロアを敷いて、1コース40センチのげたを履かせた形で使っているということもありまして、検討させていただきました。その結果、プールフロアを使って1コース当たり約200万円程度の費用がかかるのではないかという見積りももらっています。1コースだけであれば200万円で済みますけれども、それが2コースになれば400万円ということで、コスト的な部分も含めて、先ほど話したようなサイドフロー式といいますか、排水口を設けた方がトータル的にコスト的にも安上がりになるということで、まだ決定ではありませんが、そちらの方向で今考えています。

大橋委員

この問題はここまですとどめておきます。

河川占用料調定業務について

それでは次に、事務執行状況説明書の中でお尋ねします。この中で、80ページに土木施設管理事務という部分があるのですが、河川占用料調定業務というのがあります。河川占用料調定業務の件数と金額について教えてください。

（建設）用地管理課長

平成17年度でございますけれども、事務執行状況説明書の中で調定件数337件、うち有償契約件数が284件で、有償金額が1,244万42円となっております。それから、平成18年度9月1日現在ですけれども、有償契約件数が285件、909万1,000円程度の予定としております。

大橋委員

平成17年度の1,244万円、18年度が909万円ですか。その差というのは、調査件数なのですか。

（建設）用地管理課長

有償件数についてはさほど変わっていないのですが、廃業したり、件数で管の延長が減るとかいろいろな形で、それぞれの金額が多少ずつ下がってきているという状況でございます。

大橋委員

それぞれの部分下がってきているということですが、結局、要するにこの徴収している対象というのは個々の数字とか要りませんけれども、どんなものを対象として徴収しているのですか。

（建設）用地管理課長

河川使用の利用目的といいますか、そういった形の中で仮設構造物、いわゆる自宅とか、住宅、それから物置的なもの、それから車庫、ガレージ的なものを仮設構造物として契約してございます。それから、私的な利用ということで、従来から花畑やそういった畑をつくられている、そういった利用があります。それから、先ほど言いました管、そういった形の特殊な利用の埋設管、それから電柱類、それから住宅地に入るための通路用地というような形の利用がございまして。

大橋委員

占用料を徴収する根拠というのは何ですか。

（建設）用地管理課長

河川敷地がございまして、それからある一定程度河川環境に配慮しつつ、河川の利用上に支障のない範囲で、やはり一般公衆の多様な利用に供すべき空間という中で条例を定めながら貸していると、使用させていると。隣接地の方を優先的に使用を、その周辺住民により利用されるものという中で考えながら、処理をしながら、配慮しながらやっております。

大橋委員

条例を定めたのはいつか。それから、国からの指示によって条例を定めたのか。こういう条例というのは各都市に共通のものとしてどこでもあるのか、これはどうでしょうか。

（建設）用地管理課長

条例につきましては、各都市同じかどうかというのは河川管理条例ですので、いろいろあるのかと思います。小樽市におきましては、昭和25年度から平成2年度まで普通河川ということで、小樽市普通河川及びその堤防敷地使用条例というのが施行されてございます。それから、平成12年度に地方分権の中で、過去の条例が廃止されまして、現行の13年度以降については小樽市の普通河川管理条例、それから準用河川管理条例、その二つによって現在執行しています。

大橋委員

使うのに当たって、許可を得るといふ形ではあるのですが、いろいろな形態が小樽市内で見られますが、敷地の使用許可といふのはどういうときに一番多く出されているのですか。

（建設）用地管理課長

敷地の使用許可といふのは、住宅が建てられる、それから河川に接してられる、そういった場合に、建築基準法上の接道の義務とか、そういった形がございまして、そういった考え方で申請される方の相談が多いというような

ことがございます。それから、従前から生活上やむを得ないという形の中で、河川敷地を使うとか、そういった状況にございます。

大橋委員

状況的には理解しました。それで、私の方から問題点を言ってしまうのですが、例えば於古発川があります。そうすると於古発川には妙見市場も乗っていますし、それから個人の橋もかかっている。それから、於古発川の場合、特に多いのは河川敷に住宅が建っているケースが多いのです。もう一回建てるとしたら、建築許可が出ませんといったことがはっきりしている。そういう部分がたくさんあります。それから、いわゆる橋が小樽の場合に結構住宅の接合ということがかかっていますけれども、その橋の使用料を払っている人と払っていない人が現実的にいるわけです。今聞きました平成12年度、要するに建築の許可のときに指導しているということですから、建築の許可のときに、指導して払わなければどうしようもないという形で払ってもらおうということですが、それ以前のものについては、於古発川の例のように、そういうような河川占用料についてはチェック当然していないという部分があります。それから、申請した橋よりの何倍か大きい橋にして、そこに車を置いている例もあります。勝手に花畑にしている例もあります。非常にそこにおいて、この部分が不公平ではないのかという意見やどうするのだというような意見が出てきています。原則的に言えば、小樽市内、そういう川があって橋がないと通れないのだから、自宅の前の橋からお金を取らないのが私は一番だと思っていますけれども、取ったり取らなかったり、それから過去に払ったけれどもいつの間にか払わなくなっていると、総合的状況がありますので、それについてどのようにお考えになりますか。

（建設）用地管理課長

委員の御指摘の部分で、近年はそういった御相談が非常に多いです。そういった中で、使用料の取り方ですけれども、法施行以前から慣行的に使用している場合もございます。それから、区画整理事業とか宅地造成などで、初めから宅地販売等の利用目的の中で通路をつけて橋をかけていると、そういったこともございます。そういった中で、現在、車社会でございます。通常過去の部分でいきますと、埋め立てる程度しかございません。そういった中で、車社会において幅の増設という御相談もございます。それから、新たに土地利用されている場合に隣接者にはあるのだけれども、新たに大きな土地から分割されると、そこにはないといった中で占有許可しないと建築が建たないと。そうすると、占有の契約をするというような状況がございまして、隣接者と周辺住民との中で、地域的に見れば不公平感があるのではないかとといったような御相談もあることはあります。そういった中で河川管理上といったしましては、退去が一番望ましいわけですけれども、そういったこともあるわけですから、橋の幅員増の検討とか、今後どのような形で全市的に公平な対応ができるのか、可能性について一定程度検討してみたいというふうを考えております。

大橋委員

GISデータ作成について

同じく事務執行状況説明書の中のGISデータ作成についてお尋ねをいたします。それで、このGISデータ作成については、作成作業に何年かかっているのか、それから費用がどれだけかかってきたのか、それからこのデータ作成が完成するめどがいつなのか、それについてお尋ねします。

（建設）用地管理課長

GISそのものにつきましては、平成12年度、13年度に行いました都市計画基礎調査システムの導入が始まりであります。それについても緊急雇用特別対策事業という手法を活用いたしまして、金額的には平成12年度、13年度で3,995万円何がしですけれども、それから、14年度、15年度と地域情報計画の策定の検討等で実際の金額的なものはないのですが、平成16年度に建設部所管の持っている基礎データのデータ化、デジタル化を図るということで、同じく緊急雇用特別対策事業費を活用いたしまして、五つほどのシステム業務を行いました。その金額が5,226万

9,000円程度、そういう形になってございます。

大橋委員

非常に大きな金額がかかっている、また国の金を使ってやっているということですが、この目的とメリットはどのようなことになりますか。

（建設）用地管理課長

目的とメリット、効果的な話ということでさせていただきたいと思いますが、私どもの業務でいいますと、道路に関する窓口業務とか、それから確認申請業務の確認に訪れる窓口業務が非常に多いわけですが、従来ですと、書庫等に行って資料を調査する照合に相当な時間をかけて、明日来てくださいというようなこともございました。そういった中で、GIS化によりまして、各種資料の照合等の時間短縮、そういった中で日常業務の効率化が図られているのかと。さらには、そういった中の建築確認申請時の登録や計画確認等の官民協会の確認等が多いわけですが、窓口業務の迅速化、これも市民サービスの向上の一環と、そういうふう考えております。それから、庁内的にいけば、情報の共有化・一元化、こういったものが徐々に確立されておまして、ワンストップ行政の推進の一環をなしているのかというような、それから同じく行政サイドで同じような地図情報を扱う担当部署におきまして、同じような類似業務の発注業務、委託業務、そういった当市のコスト削減、そういったものもあるのかと。それから、そういった中でトータルでいけば、日常業務の効率化、それから市民サービスの向上が一定程度図られてきている効果があるというふうに感じています。

大橋委員

まさに時代の流れだと思いますが、同じ説明書でも図面交付手数料というのがあるのです。要するに都市計画の窓口で市民が行って地図をコピーしてもらおうのですが、これの利用件数とコピー代は幾らですか。

（建設）用地管理課長

現況図・地番図等を私どもの業務の中では売っていないわけですが、都市計画課の方でやっております。平成17年度で件数的には587件。ただ1枚2枚と複数枚を持っていけますので、枚数的には1,569枚の発行で、販売総額というか、印刷総額が67万7,100円というような結果が出ています。16年度で636件、それで1,225枚の45万3,500円、18年度9月10日現在ですが、281件の595枚、22万3,700円というような状況になっています。

大橋委員

いわゆるGISが市の業務の中で役に立ったのはわかったのですが、市民の利用という部分では、依然として窓口に来て一々コピーをもらわなければならないという現況が一つあります。小樽の場合、地番図、現況図、地籍図等全部違っているといいますが、他市と比較しまして、それをあわせていくのが非常に困難だという話を聞いております。そういうような部分から、GISで見たというのは、行政だけが便利ではなくて、民間においても結局これだけのコンピュータ時代ですから、自由に利用できるというところで初めてこの膨大な予算を使った意味があると思うのです。それで、民間への公開、利用、そういうようなものについて、他都市ではやっているところもありますので、小樽市においては将来的にどう考えますか。

（総務）企画政策室長

情報化計画の関係、総務部の方で一応全体的には担当していますので、私の方から答えたいと思います。

今、建設部の方からありましたように、ここ何年間かの中で、地籍図、地番図、そういったものの入力済みとして、現在、資産税課、あるいは今年から水道の関係でも、このデータを使っての作業を進めているという状況になっております。委員御指摘の市民サービス、市民にこういった情報を提供していくかという視点からの議論なのですが、この間、主というよりも、基本的には庁内の業務ということへの活用というのは図ってきました。ただ一方、その現況図、地番図というのは、現在、小樽市が有料でやっているものですから、例えばそれをホームページで公開した場合に、だれでも見られてだれでもコピーできるということでのよいのかどうかとい

うのが一つの判断としてはあると思います。また、多くの場合の現況図、地番図というのは、どちらかというと業者が業務で使うという内容でもありますので、そこはひとつ判断があると思います。

それで、私ども他都市の方を見ますと、この現況図等のデータを使いまして、例えば医療機関とか、そういったものを落として、そういうものをホームページに載せて出しているという、そういったところもございます。現在の小樽市のホームページでは、例えば駐車場マップとか、保育所、幼稚園マップとか、そういったマップ的なものはそれぞれ担当の方で用意しておりますけれども、GIS とリンクした形にはなっておりません。ただ、こういったものというのは当然リンクするとなりますと、毎年違ったデータになっていくものですから、管理をどうするかと、そういった部分も含めての検討が必要になってくると思います。ですから、現状、私どもの中にあるのは、庁内での利用の段階から、これを一般市民が活用できる、利用できるというふうにした場合に、こういった枠組みと、先ほど言った手数料のことも含めてですけれども、こういった種類のものが可能なのか、そういった部分の検討を他市の状況なんかも含めて進めなければならないというふうに思っております。

大橋委員

情報公開というのは無料で、しかもいろいろな費用のかかることですから、その点は理解します。それから、これを専門的に使う人たちというのは、司法書士とか不動産とか建築業とか、どうしても必要な人というのは少ないだろうと、そこに費用かけていいのかどうかというのがあります。ただ、他都市の場合には、CD やフロッピー、そういうものをつくって、それを売っているということも聞いておりますので、そういうことも含めて検討いただきたいと思います。

大島委員

昨日も一般質問で再々質問までやっております、質問の意図するところを十分酌み取っていただいたと思いますので、その点には触れません。

2点についてお尋ねしたいと思います。

倉庫管理について

実は今日、11時半過ぎに食堂へ行きました。私も議員になりまして約20年近くになりますけれども、その当時から出入りをしている私の顔見知りで、市役所で会うといつもあいさつしている、そんな方が私の前を歩いておりましたので、あいさつしようと思ったら、すっといなくなったのです。

これは市の管理にかかわることだと思いますので、お尋ねします。食堂の前にある三つの倉庫、書庫とありますが、どういう目的でだれがどのように管理しているのか。

それから、その内部について、差し支えない程度でいいですけれども、どのような使い方をしているのか。私の記憶では、あそこは市の保存倉庫ということでお聞きして今日まで来ました。その点についてまずお尋ねします。

日ごろどのような管理をしているのか。我々も7時を過ぎたら、ここは守衛さんの所で名前を書いていくのです、休日・夜間に来たときには、必ず何時に入って何時に帰ると。例えば部屋のかぎが事務局にあるものですから、そのときには事務局のかぎをお借りして、そのときには必ず守衛さんは名前と時間を記入しております。当然返したときにも書いております。かぎをいただければ、議会事務局の中は家探しであろうとなんでであろうと自由にできると、そういうことにはなりません。それだけに、そのかぎの扱いについては私も十分配慮をしているのですけれども、まずその点についてお聞かせいただきたいと思います。

（総務）総務課長

今お話にあった地下本館庁舎の消防もあるので、食堂前のところで3か所市の文書管理、一応書庫という形で総務部総務課の方で管理をしております。通常の使い方でございますけれども、それぞれ保存文書等も

ございますし、庁舎の中でそれぞれの課の割り当ても含めまして、中を区切って文書管理等を行っております。そのかぎでございますけれども、使用時にありますには、総務課の方で一括してかぎを管理しておりますので、原部の方で書庫等を使う際に総務課の方に来てかぎを借りて、その後うちで確認して返していただくという手法を通常しています。

大島委員

三つとも管理しているのですか。会計課の部屋についても総務課で管理し、貸しているのですか。

（総務）総務課長

書庫というのは、A B C といいますか、3 か所ございまして、トイレ側のところ、それは書庫の A で、内容としては会計室の方での保存関係の文書を行っております。B と C の方につきましては、長期保存用の B、あとは一般用の C、あとはそれ以外に消防の地下の。

大島委員

私の聞いているのは、その前だけです。

そうすると、今、会計室、一番上の消防の方は、それも管理しているのですか。部屋を三つ管理しているのですね。総務で三つを管理しているのですね。

（総務）総務課長

実際書庫として。

大島委員

食堂前だけでいいです。食堂前の三つの仕切り、だれがどのように管理しているのかということです。

（総務）総務課長

実際のかぎの管理につきましては、会計室の関係については会計課で管理してございます。

大島委員

ここの出入りというのは、必ずかぎがかかっていると思うのです。例えば我が家に例えれば、その書類は大事な書類ということで、本当に一番安全なところに保管しています。例えれば、我が家でやっているのもそうです。市役所だってそうだと思うのです。保存期間というものもたくさん指定されていて、書庫に入るときには、担当のところに行きまして、例えば私が行ったときにあけてくれるのですか。かぎを貸してくれるのですか。

（総務）総務課長

通常、市職員で内部的に関してでございますので、それはそれぞれ担当する部分から来て、うちの方でかぎを渡すこととなりますけれども、例えば大島委員がいらっちゃって、その使用目的、その内部を見たいということであればあれですけれども、ただ大島委員がいらっちゃったという形で、かぎを貸すことは通常ございません。

大島委員

それでなければ困るのです。けれども、なぜこういう質問をするかといいますと、今日お会いしたのは、業者の方です。業者の方がかぎをあけて、そして中に入っているのです。どういう業者の方が私はわかります。それはおかしいということで、電話をして、担当の職員がいらっちゃって、そしてかぎをあけてくれたのです。そうしますと、あいた段ボールがたくさん置いてあります。それは何かがあいた段ボールだと思うのです。その中を出るときに中を見ました。そうしたら、大事なところですから二重扉です。あそこもかぎをかけるようになっているのかと、私はそう思っていました。2 か所ともあいていました。そうすると段ボールの横に何年の何月と書いてあります。空き段ボールがたくさんありますから、そこにぼんと入れて帰ったらどうしますか。そういう状況です。だから、心配で今お聞きしているのです。

今までも、あの時間帯に私が食堂に行かなければ、わかりませんでした。けれども、たまたま長年ここでお会いしてごあいさつしている方がそういうことだったものですから、これはなれ合いになって、いいことと悪いことが

私はあると思うのです。これが現実です。

だから、昨日の質問でも市職員のことでも質問しました。職務を全うしてくれと、それぞれの責任を。恐らくこの方は今日だけではなくて、職員がかぎを貸してくれるということになれば、貸していたのではないですか。かぎを預けたり、判を預けたりして、いろいろな今まで大きな事件があったのではないですか。だから、この点については十分管理規則があるわけですから、それに基づいた管理をしていただきたいと思います。

（総務）総務課長

今お話のあった件でございますけれども、通常の場合、そういうことはないのですけれども、私も確認をいたしました。ただ、今回一部不適切な取扱いという形があったのは事実でございますけれども、それが日常ほかの部分も含めてすべてそういう形にはなってはございませんので、今後、今回お話があった件につきましては、適切な対応、今後そういう形がないようにしたいと思っております。

大島委員

そんなの一部不適切な対応ではないですよ。これは重要な問題ですよ。保存しなければならないいろいろな書類が保存されている場所でしょう。これはおかしいですよ。これは総務部長、今日たまたまあそこでお話をすればよかったのですけれども、廊下でございますので、皆さんの迷惑もありましたので、私もすっと帰りまして、ここに向かったのですが、総務部長の方から御答弁をお願いします。

総務部長

総務部で総務部長、庁舎管理者をしている関係がありますので、今日のどのようなことだったのかということをお聞きしました。委員の御指摘のとおり、業者がその倉庫に庁内の更紙を購入していて、それを保管する場所だったということで、業者がいつもそこに発注があって持ってきているのだと。そういうことで、今、御指摘のように、今日、物を持ってきたので、入れたいのでかぎを貸してほしいということで、そういった場合は立ち会うなりなんなりをすべきだったのだらうと思っておりますので、それはすぐ職員と話をし、基本的にかぎを貸して、外部の者がいくら顔見知りであっても、そういうのは管理をする部として、課としては、不適切だということは即刻担当者には申しつけました。そういう意味では、これからもそういったものについても、業者というのは、結構やあやあという感じで、私どもも顔見知りですから、そういう格好にややもするとなりがちですけれども、今後については、その辺をきちんと戒めて対応してもらいたいというふうに思います。

大島委員

ぜひお願いします。なあなあでいい場合とそうでない場合がございますので、ここは絶対なあなあではだめな場合だと思っています。我々が資料要求しても、プライバシーだなんだかんだということで個人情報保護のためということでなかなか出ない部分だってあります。けれども、あそこに入ったら関心のある方であれば、何でもできる場所でございますので、十分な指導をお願いします。

入札について

それでは、入札についてお尋ねします。

私もずっと入札には関心を持っておりまして、毎月まとめて報告をしていただいております。これも数年続いておりますけれども、昨日も道新に出ておりましたけれども、入札の単価が下がっていい傾向にあると、そういうことで記事が載っておりました。私も予定価格に対して落札率がどうなのかということでずっと記録しておりました。そうすると、最近はやはり下がっております。そして、特に大きな億を超えるものについては、多少かと思う程度でございますけれども、その次のものについては非常にうまくいっているというか、うまくやっているというのか、やっていたものもいいというのかな。

実は17年度の2月の部分がございますけれども、大きく二つに分かれております。私なりに名前を全部つけました。95.23パーセントのグループ、これはもう見事です。それから、こちらは競争のグループ、これは過激な徒競走、

競争をやっております。そして、あまりにも安いために、この線の赤いところがそうなのですけれども、落札最低限度価格を割っているということなのです。これがこの競争のグループは今年だけで私も今調べた範囲内では、このようになっております。それから、95.23パーセントのグループは全くそういうものはついておりません。それと、不落札、そういうのが何か所かあります。その不落札というと、それからもう一つは同額なのだけれども、片一方に落ちているということもございます。だから、これはじゃんけんと書いていませんから、どうしたのかなと、そういう説明を今日お聞きしたいと、再度思っているのですけれども、その点について不落札、落札ができなかった、この点についてもお聞かせください。

（財政）契約管財課長

まず、同額の場合というのは、最終的にはくじ引きという形で落札業者を決めることにしてございます。それから、今お話にございました不落札随契、これは入札を行いまして、各業者の予定価格に満たなかった場合、何回か入札をやるケースもございますけれども、工事なんかでは予定価格を事前に発表してございますので、1回でその傾向が出てまいります。それで、基本的にはその大きく価格が合わない場合には不調というケースもあるのですけれども、価格不調の部分で協議によって折り合いがつくような場合には、その最低価格の業者と協議をさせていただいて、その結果、もし合意が調えば随意契約という形で契約をすると、こういう制度でございます。

大畠委員

次に、消防にお尋ねしたいのですけれども、この消防の平成18年7月20日、7月27日、この入札の時間で教えていただけませんか。といいますのは、これは全くそれこそ話合いで決めている、形だけの入札ではないかと、この資料を見て私はそういうふうに思っているのです。といいますのも、これは施設の点検ですけれども、5分単位で同じメンバーが決まっております。5分単位です。そして、その金額の割り振りを見ますと、大体が同額の金額です。例えば消防本庁外32施設消防施設に点検業務、これは337万5,000円です。これもずらっと同じような数字が並んでいるのです。その次の5分後に行われたものもそうです。さらに、5分後もそうです。ただ変わっているのは落札業者だけが変わっているのです。これはただ単に入札という名の下、言葉が妥当かどうかわかりませんが、話合いで決めている業者でないだろうか。そして、ましてここに応募している会社には、元消防長もいるわけでしょう。これはやはり十分注意をさせていただかなければならないというふうに思って、これも入札について私は非常に疑問を持っているのですけれども、財政部長をお願いします。

（財政）契約管財課長

今の業務でございますけれども、これは消防設備点検業務ということで、各施設にあります消火器とか消防設備、そういったものを年2回点検すると、こういった業務でございまして、今お話のとおり、同じ日に入札を行っておりますけれども、これは市庁舎とか、それから消防庁舎、学校、そういった施設を今年は6ブロックに分けて6件の入札を行うと。この設備の実施につきましては、例えば学校であれば夏休みの期間がいいということと、それから報告の時期というのがありますから、同じ時期にまとめて入札をさせていただいております。それから業者の選定に当たりますと、これは今までどおり地元業者の発注ということを念頭に置いてございますので、市内に本社がある消防設備点検の資格を有する5社、これを選定して入札を実施したところでございます。今、業者についてのお話もございましたけれども、私どもとしては指名競争入札ということで業者を指名させていただいておりますので、適正に行われたものと考えてございます。

大畠委員

この入札の価格についても、比べようがないのです。予定価格というものが表示されておられませんから、工事関係であれば予定価格が表示されています。それで、もう終わったのだから予定価格は見せてもらえないのか、資料として出せないのかということでお尋ねしましたけれども、それは出せないということです。けれども、倉庫に入ったのです。関心を持って倉庫に入って、それを空段ボールにずっと入れてずっと来れば、あるいは可能かもわか

りませんけれども、これから警備を十分にするというわけですから、そういうことも不可能だと思いますけれども、実際のところ比べようがないのです、安いのか高いのか。そして、このようにきちんと同じような金額、しかも元消防長の行っている会社はもっと大型のあれが組んであります。そういうことになれば、どうなのだろうかというふうにやはり、私は人が悪いですから思います。今これだけ職員の皆さんが給料を削減している中で、少しでも安くというのは市の取組ではないですか。この点についてはぜひもう一度入札のあり方を見直していただきたい。そのように特に消防にはお願いをいたします。

委員長

平成会の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

山口委員

産業政策としての観光について

今回、代表質問で基本的には私はほとんどまちづくりの話しかしませんので、その観点から特にほぼ15年間観光客が500万人を超えているということです。観光都市として、また大変な変ぼうを遂げたという、こういう事実の中で、人口は確かにその当時より減っておりますけれども、それにしても外から小樽のまちをごらんになって、去年でしたか、赤字決算で何であれだけの観光都市になっているのに小樽市は赤字なのかと、私は結構出張に行くものですから、まして議員にならせていただいたものですから、こういうふうな声や話をいただくのです。

基本的に本会議でも申し上げましたけれども、これまでのいわゆる施策、特に産業政策といいますが、要するに観光産業というのは大変すそ野の広い産業と言われているのですけれども、そういうふうには施策を打ってうまくこられなかったから、人口減以上に各種産業、製造業から卸小売に至るまで、数字を軒並み落として、それがまた税収減にもつながっているという悪循環になっているわけです。だから、生かき政策というのを、問題意識を持って、一体どの時点でどういうプロジェクトを打って、これまでやってこられたのかというのが私は大変疑問なのです。その辺について、私は産業政策という立場で、経済部の方としてはどういうふうにお考えになっているのかをまずお聞きしておきます。

（経済）産業振興課長

これまでの産業政策ということで、産業と観光がどのような連携が図られてきたのかというようなことのお尋ねかと思っておりますけれども、一つ具体的に申し上げますと、私どもが取り組んだ中では、国際観光を推進するという立場から、視点から、昨年度は台湾で市場調査事業をやって、あわせて観光キャンペーンをやる中で、小樽観光のイメージアップを図るというような取組の一つさせていただきました。それから、これは3年ほど前からやっている事業でございますけれども、厚生労働省の支援を受けながら、小樽まち育て運営協議会というのをつくりまして、さまざまな事業をやっておりますけれども、こちらの方では人材育成、これを一応視点を置きまして、英語、韓国語、中国語、この3言語を主に観光産業で従事されている方々を対象にいたしまして、研修事業という形で展開をいたしまして、小樽の観光に従事されている方々のおもてなしの心といいますか、ホスピタリティ形成を高めるような事業、そういったものをそれぞれ観光サイドと産業側で連携して取り組んでいる事例がございます。

山口委員

いわゆる誘致宣伝というのは、それこそ民間も含めて、非常に官民協働というイベントなんかの事例もそうだと思いますけれども、そういうことは非常にうまくいっている。観光誘致促進協議会ができて、特に経済部と一緒に政策を打たれたということです。この間、議会でも申し上げてきましたけれども、そのところは私は聞いていて、観光客の入り込み数というのはそんなに大きな落ち込みはないのではないかと思うのです。

問題は、それだけの人数が入ってきているのですけれども、それが基本的に、市内消費について交流人口が消費人口としてカウントできるような、そういう施策に結びついてきたのかという疑問を申し上げているのです。特に

私、本会議でも申し上げましたけれども、食品加工、食品に関する製造の分野で大きな落ち込みをしているわけです。ここがなぜ落ちているのかというのは、私は非常に不思議なのです。小売がある意味では結びつかないのは、これは業者の努力もありますから、特にその辺については、今回の病院の問題について関連して申し上げたように、これは基本的に商店街が観光にリンクして努力をされるべきだということに思いますし、そういうところでは、行政もそういう視点で商店街と一体になって何か取組をやはりやる必要があると思います。これはいろいろな施策がありますが、TMOでも私は委員としていろいろなことを申し上げて、結局、事務局を持っている商工会議所がそういう積極的な姿勢をとって、自分たちも主体になってやろうということであれば、これはできたかわかりませんが、残念ながら行政はある程度民主性を持って、そういう民間の方でそういう認識を持っていなかったり、例えば商工会議所も観光委員会をお持ちですけれども、そこが全然機能していなかったりしていますので、そここのところも含めて、やはり観光都市として、これは申し上げましたけれども、製造業製品出荷額というのがあります。これは市のGDPと言えるようなものだと思いますけれども、これが12年度に8,500億円でしたか。そのときに観光の経済波及効果は3,046億円ということですね。これは4年前の数字しか出ていませんから、翌年の13年度が7,700億円ぐらいだったと思うのです。相当な落ち込みになっているわけです。平成14年度はまだ出ていませんね。14年度がどの程度出るかはわかりませんが、平成16年度には2,668億円という経済波及効果が出ていますので、そこまで来ると、たぶん7,000億円を切っていると思うのです。そうすると、4割ということになるのです。

だから、基本的に観光というのは、明らかにメインエンジンなのです。ここがやはり何とか持ちこたえて数字を1個1個底上げしていかなかったら、これはいくらリストラをかけて、また市民サービスを削って財政再建のためにはやらざるを得ないのですが、しかし基本的に税収として上がっていく施策をもう一方で打たなかったら、これはいつまでたっても好転するわけではないのです。その施策が本当に私は通り一遍とは言いませんが、やはり本当に真剣になって打ってこなかった。私はその底にあるのは、私は今日の議会での議論も聞いていました。要するに手宮線の話で、それは確かに事実としての答弁だと思います。けれども、これは市長もおっしゃっていますけれども、手宮線の施策というのは、JRとのいろいろな長年の関係があって、取得ということを言われて、この際新博物館でいろいろなこともあって、先ほど説明をされたようにやむなく買い取ったというような答弁なのです。私はそうではないのではないかと思いますよ。戦略的に、今、観光にてこ入れをして、これはちょっとまた問題の提起がちょっと変わりましたけれども、要するに新たな拠点で観光を支えなかったら、落ち込むというような状況を私は申し上げています。そういう観点から、基本的に宿泊率も上げなければいけません。要するに消費の金額が全然変わっていくわけですから、9パーセントを何とか12パーセント、15パーセントにしていかなければいけません。そういう施策もずっと課題なのだけれども、どうやって打ったらいいかわからない。北運河とか手宮地区というのは、非常に観光ゾーンとしてこれは手宮もそうですけれども、課題だとずっと言っているわけです。取組をどういうふうにされたのかということです。いつも課題だ、大事だとおっしゃっているわけですが、私もそういうふうに申し上げている。我々はそれなりに我々の立場で努力はしているのです。行政施策としてやっていかなければいけないわけです。それを私はプロジェクトチームでも組んで、民間が一生懸命やろうとしているわけですから、一体になってやる必要があるのではないかと思います。

また話ばかりして質問しないといけないので、ちょっといい話をします。今日、新聞に載っていました。要するに北海道物産展というのはずっとやって来られていますけれども、特に物産協会の方で取引を起こしている催事、これは非常に伸びています。これはやはり人材なのです。これは物産協会の方で新しい常務理事になって、事務局長から常務理事に昇格されたのですけれども、そこに人材を迎えて、要するにデパートの方にセールスを打っているわけです。産品そのものはそんなに変わらないのです。どんどん紹介をして、小樽のブランドイメージで売っているというのが今の状況。これはいつまでも続かないと私は思っているのです。だから、例えば産品、本会議で申し上げましたけれども、要するに十勝とまではいかないけれども、十勝というのは十勝ブランド認証委員会という

財団法人をつくって審査をして、要するにブランドイメージというのをちゃんとつくっているわけです。そこまでは後志と一体になってできないけれども、とりあえずはパッケージデザインの見直しとか、例えば、商品を土産物としてはこういうふうに提案をすると、ギフト商品としてはこういうふうに提案するというような形で、個々の業者に任せないで、アドバイザーを入れたりデザイナーを入れたりして評価をし直していく。そして、商品の魅力を高めていくということをやるということを、ようやく今始めているようですけれども、前の担当からかわりまして、その辺のところ、今どんなところをまず単一でやっているのかを紹介をしていただきたいと思います。

（経済）産業振興課長

今、物産展の売上げと絡めて、小樽の地場産品のお話をされましたけれども、まさにおっしゃるとおり、単に地域資源ということで、素材だけを生かした商品というのは、これからは相当かなり影響があるといえますが、限界があるだろうということで私どもも認識しております。小樽のこの恵まれた地域資源を生かした商品開発というのは、大きく分けて二つの考え方があると思いますけれども、一つには新しい商品を開発するという考え方。それからもう一つは、既存の商品をどう付加価値を高めていくのか、あるいは差別化を図っていくのか、そういった観点からの取組があると思ひまして、このブランド化には大きく分けて二つの考え方があるかというふうに思っております。

私どもが今取り組んでおりますのは、なかなか新商品の開発というのは難しいところがございます、既存商品の付加価値を高めていく、そういう観点で小樽のブランドづくりをしまして、小樽の土産品としてなんとか売っていけないかというような取組はさせていただいております。具体例を申し上げますと、先ほど申し上げましたような厚生労働省の支援を受けながら、小樽ブランド創出実践会議というものを立ち上げてございまして、その中に先ほどお話が出ましたような物産協会のメンバー、それから観光協会のメンバー、それから学の方からは小樽商科大学、それからパイヤー、デザイナー、そういった方々に入らせていただきながら、今の商品開発づくりを進めております。差別化という観点からいきますと、一つにはデザイン性の問題もありますので、小樽の商品をデザインの面から考えてみようという考え方がございます。それから、今は原産地表示とか、食の安全に対する関心も高まっておりますので、この商品が間違いなく北海道でつくられたものと、また小樽で製造加工されたものというようなことが、明らかに証明できるような商品だけを送り込みましたパッケージ商品をつくりまして、今後世に出していこうかなということも考えてございますけれども、これはやはり市場調査を一定程度しまして、消費者の御意見を聞きながら、民間の方々に商品化として世にお出しいただけるような形での支援づくりというのを進めていきたいというふうに考えております。

山口委員

今、産業振興課長にいろいろお話ししていただいて、一生懸命今取り組んでいただいていると思います。ただ、まだ先の課題は大きいのです。十勝の例を前にも申し上げましたけれども、結局、第三者機関をきちんとつくって、商品の評価をしているという、その基準づくりもしているわけです。どうも食品についてはいろいろな基準を持っていますけれども、少なくとも後志圏、小樽は後志圏になりますから、後志との1次産業との連携の中で、要するに原材料が例えば後志と、それから加工地もいわゆる後志だと。それから、一定の食品安全基準みたいなものがありますから、それは当然クリアしなければいけませんけれども、例えば一部減農薬でつくられるとか、無農薬でこれはつくられた原材料であるとか、そういう一定の基準を後志と一体になってつくっていく中で、そして商品開発をやっていくと。それを一つの小樽のブランドとして認定をして、それを今度は物産協会なりが、またこれは個人で売られる方もいますけれども、それをデパートなんか小樽のブランドとして出していくという、こういうふうな流れの中でやるのが、これは小樽ブランド、観光地としての小樽がブランドとして常に生き残っていく道筋の一つだと思います。これは産品から見た場合だと思いますけれどもね。これは景観の問題とかほかの問題とかありますけれども。

だから、そういうふうなことを今後も展望を持って、すし屋に聞くと、漁協との連携というのは全くないのです。だから、漁協とすし屋業界が連絡会議みたいなものをつくり、市が入って、例えばイベントだって打てると思います。漁協がさかな祭りみたいことをやって、その中ですし屋がその魚をさばいて観光客に販売するようなそういうイベントから始めて、そして小樽の漁協とそういう飲食業界がリンクしていくようなことも必要だと思いますし、これはまた一つのイメージとしても必要になっていくと思います。いろいろな施策を打つには、私は産業振興課の今のメンバーだけで本当にやれるのかということで、経済部の中での連携というのをまず申し上げました。

私は観光分野では結構人がいますけれども、ほかに比べて予算もそうですけれども、本当に少ないような気がします。ほかの課の人に申しわけないのですけれども、そういう戦略をやるのにやはりめり張りというのは必要ではないですか。では、どういう戦略を今打つべきなのか。どこまでをまず第一歩としてやるのか、そういうことを庁内で 1 回整理をされて、そしてそういう中でどういう例えばマンパワーが必要なのかも含めて、1 回私は抜本的な整理をしていただきたいという意味で、代表質問のときにも申し上げているのです。その辺については、これは担当の課長が答えられることではないと思いますので、その辺についてどういうふうにご考えをお持ちなのか、責任ある方の答弁をお願いします。

市長

今、観光なり、あるいは物産、いわゆる産業の問題でいろいろお話がございましたけれども、一つ一つ申し上げればいろいろなことを言いたくなりますけれども、時間がないので簡潔に申し上げますけれども、官と民がやはりどう連携をとるか、この部分が私はずっと見ていますけれども、はっきり言わせてもらえば、小樽は少し官依存が多すぎる。もう少し観光協会なり、まあ物産協会は今お褒めの言葉がありましたけれども、小樽観光協会と小樽観光誘致促進協議会と二つあって、何年も前に私は一本化してくれと要請をしてやっと今動き出して、来年の 4 月目指して一本化されていく。ですから、それぞれの機関が十分に機能していただければ、もっともっと伸びる可能性はあるというふうに思っています。そういう面で伸びていただければ、行政は行政なりの仕事ができるわけですから、その辺の役割分担をしっかりと、それぞれが頑張る。それから、物産の関係でいけば、なかなか新しい商品を今産業振興課長から申し上げましたけれども、新商品の開発、今ある水産会社が沖底のホッケを使って、じゃこ天をつくって、私も試食をさせてもらいましたけれども、これを売ろうというそういう取組もされていますから、いろいろな動きが出てきていますので、大いに期待していますし、それから外国からチョコレート店も来たいという話もありますし、旭川の人も小樽で仕事をしたいという、移住してやりたいとか、いろいろな人がおりますので、そういう人方をまた新たな小樽観光の物産の販売に含めてありますので、そういったものを行政としては支援をしていくとか、いろいろたくさん課題があって、経済部も大変なのですけれども、内部の連携はしっかりするよう指示していることは、昨日本会議で答えましたけれども、それはやりますけれども、なにせやはり官と民の役割をしっかりと、その中でいろいろ対策をとっていくということが大事だというふうに思っています。このぐらいにしておきます。

山口委員

市長も意識はきちんと持っていることは承知しておりますので、いずれにしても、民のこともおっしゃいましたけれども、やはり民と官の連携の中で知恵を出していくと。それを行政が一つの施策としてバックアップしていただくという、そういうチームプレーができて初めて動いていくのだと思います。私も観光協会の理事で大変御迷惑をおかけして、やっと正直言って、観光協会も本当に観光の推進組織であったかという、大変問題があった組織だと思います。単に観光、いわゆる運河プラザの物販を運営している組織に成り下がっていたわけです。やはり観光行政と一体になって観光施策をいろいろ打っていく。いろいろな問題を解決していく。これは民だけではできません。いろいろな課題があります。

昨日、森井議員も一般質問の中で馬車の問題に触れましたけれども、そういう問題も結局本当に民間で、観光協

会なり観光推進組織が中に入って、そしてそういうことをやっている当事者が、地域性をつくっていくようなことがされないと、これは本当に無節操なことになってしまう。これはいっぱい課題はあるのです。例えば簡潔に言います。浅草橋街園というのがありますね。あれは基本的に道のものですが、市が管理していますが、何の規則もないのです。それから、運河の散策路もそうです。あれは基本的に歩道なのですが、無許可営業しているのですが、黙認されていますね。非常にいい物を売っているふさわしい方もいるのですが、最近では例えば占い師がやってきて、小屋を建ててエンジン発電機を自分のところでなくて離れたところでおこしてやっているとか、だれも許可していないわけですが、だれがそういうものを規制することができるか。ふさわしいものをだれがそれを許可してやっていただくのかという、プロデュースするという立場でやれるような組織になっていません。そういうことも含めて大変クリアすべき問題があるのです。行政がそれに対応できるかということ、それは警察をお願いをして、あれは違法なのだから、全部撤去しなさいとはやれないと思います、条例という話もありますけれども。だから、いつまでもそういう放置できない問題を本当に解決するには、基本的には観光の推進の組織と行政が一体になって、それから当事者の中に入って行って、そして一定の規則、そういうものをつくっていくことが大事かなと。

堺町も皆さん御存じだと思いますけれども、それこそ道路を占拠して販売をされている方もいます。客引きは普通常識的に行われています。非常に苦情が多い客引きの方がいるのですが、その方がやっていることで、自分のところもやらざるを得ないということで、悪循環になっている部分もあります。だから、小樽にとりましても、そういうものを本当にこれはふさわしいことではありませんので、小樽のイメージを落としますので、そういうものをいかにそういうことがないように自主的にできないかということです。堺町にはある意味ではそういう部会がありませんので、堺町同士で皆さんでお話をして、何とかこういうことはやめようというふうになっていきませんので、そういうものをいかに一緒になってつくっていくか。そこで議論していただいて、そしてこういう約束事にしよう。破ったら基本的には我々も行政も入って、せっかく皆さんでこうやってお決めになったのだから、守っていただきたいということをお願いしていくということです。そういうふうにして、みんなで観光を支えて、一定の小樽のイメージをいいイメージで保持していく、さらにそれを磨いていく、プロデュースしていくという方向にいけば、そういう部分も、言ってみるなら、100年もつ観光ではないですが、そういうものをきちんとつくっていくないと、本当に観光都市としてやっていけないのではないかと思います。

そういう意味で、ぜひ我々も民間の立場で努力をしますので、せっかく観光基本計画を立てて、観光推進プロジェクト会議、そういうものの中で具体化をされていくと。そういう中では、これはお願いですが、ぜひ単に誘致宣伝という部分だけに限らず、今の産業施策も含めてそういう部署も入っていただいて、それに関係する部会もぜひつくっていただいて、我々も努力しますから、そういう中で議論をして、全体観光が小樽のメインエンジンになっていけるように、税収が上がってくるようにしたらどうですかといけるように、やはり本当にやる必要があると思いますので、その辺ぜひお願いをして、もし経済部の方で観光推進プロジェクト会議の方で、何かこういうことをやるという抱負があれば、申し上げていただいて、今日は私の質問を終わります。

（経済）観光振興室長

今、委員の方からお話がありました観光基本計画の中の観光推進プロジェクト会議については、現在その会議の持ち方について検討しております。さまざまな議論がたぶん出てくるとは思いますが、その中では観光協会がメインになることもありますので、現在は観光協会と誘致協を統合する 4 月に向けて、まず進めて参りたいと思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑・討論を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。